

上場申請のための有価証券報告書

(I の部)

上場申請会社

株式会社三十三フィナンシャルグループ

提出会社

株式会社三重銀行

株式会社第三銀行

目次

頁

表紙

第一部 組織再編成に関する情報	1
第1 組織再編成の概要	1
1. 組織再編成の目的等	1
2. 組織再編成の当事会社の概要	6
3. 組織再編成に係る契約	6
4. 組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠	45
5. 組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行（交付）される有価証券との相違	47
6. 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利	48
7. 組織再編成に関する手続	50
第2 統合財務情報	51
第3 発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約	53
第二部 企業情報	54
第1 企業の概況	54
1. 主要な経営指標等の推移	54
2. 沿革	54
3. 事業の内容	55
4. 関係会社の状況	56
5. 従業員の状況	57
第2 事業の状況	58
1. 業績等の概要	58
2. 生産、受注及び販売の状況	58
3. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	58
4. 事業等のリスク	58
5. 経営上の重要な契約等	65
6. 研究開発活動	65
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	65
第3 設備の状況	66
1. 設備投資等の概要	66
2. 主要な設備の状況	66
3. 設備の新設、除却等の計画	66
第4 上場申請会社の状況	67
1. 株式等の状況	67
2. 自己株式の取得等の状況	74
3. 配当政策	74
4. 株価の推移	75
5. 役員の状況	76
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	79
第5 経理の状況	81
第6 上場申請会社の株式事務の概要	82
第7 上場申請会社の参考情報	83
1. 上場申請会社の親会社等の情報	83
2. その他の参考情報	83

第三部 上場申請会社の保証会社等の情報	86
第四部 上場申請会社の特別情報	86
第1 最近の財務諸表	86
第2 保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類	86

【表紙】

【提出書類】

上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）

上場申請会社である株式会社三十三フィナンシャルグループ（以下、「当社」または「上場申請会社」といいます。）は、株式移転（以下、「本株式移転」といいます。）により平成30年4月2日に設立登記する予定であります。

（注） 本報告書提出日の平成30年3月1日においては、当社は設立されておりませんが、本報告書は、設立予定日である平成30年4月2日現在の状況について説明する事前提出書類でありますので、特に必要のある場合を除き、予定・見込みである旨の表現は使用していません。

（上場申請会社）

【提出先】 株式会社名古屋証券取引所 代表取締役社長 竹田 正樹 殿

【提出日】 平成30年3月1日

【会社名】 株式会社三十三フィナンシャルグループ

【英訳名】 San ju San Financial Group, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 渡辺 三憲

【本店の所在の場所】 三重県松阪市京町510番地
（上記は登記上の本店所在地であり実際の本社業務は下記にて行う予定であります。）

三重県四日市市西新地7番8号

【電話番号】 下記統合2社の連絡先をご参照願います。

【事務連絡者氏名】 同上

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 同上

【事務連絡者氏名】 同上

（新規上場申請のための有価証券報告書提出会社）

【会社名】 株式会社三重銀行

【英訳名】 The Mie Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 渡辺 三憲

【本店の所在の場所】 三重県四日市市西新地7番8号

【電話番号】 四日市059(353局)3111番(代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員総合企画部長 堀内 浩樹

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋1丁目1番1号
株式会社三重銀行 東京事務所

【電話番号】 東京03(3241局)7015番(代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員東京事務所長 松本 環

【会社名】	株式会社第三銀行
【英訳名】	The Daisan Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 岩間 弘
【本店の所在の場所】	三重県松阪市京町510番地
【電話番号】	(0598)23-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役総合企画部長 川瀬 和也
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋1丁目14番7号 株式会社第三銀行東京支店
【電話番号】	(03)3277-3311
【事務連絡者氏名】	東京支店長兼東京事務所長 中川 幸久

第一部【組織再編成に関する情報】

第1【組織再編成の概要】

1【組織再編成の目的等】

(1) 経営統合の目的及び理由

株式会社三重銀行及び株式会社第三銀行（以下、「両行」といいます。）は、三重県に本店を置く地域金融機関としての社会的使命を果たすことで、地域の皆様の厚いご愛顧の下、確固たる営業基盤と安定的な収益基盤を構築してまいりました。しかし、近年、人口減少や高齢化の進展等社会の構造的な問題が及ぼす地域経済への影響の増大に加え、FinTech等の技術革新を通じた異業種からの金融分野への進出による新たな金融競争の発生、市場金利の低下等の金融環境変化がもたらす金融機関同士の競争激化等、地域金融機関の経営環境は大きく変化してきており、こうした環境変化への対応力がこれまで以上に求められているものと認識しております。

こうした環境変化の中、両行は、地域金融機関として地域経済の発展・成長に向けて持続的に貢献していくためには、三重県、愛知県及び近接地域におけるプレゼンスをこれまで以上に発揮できる強固な経営基盤を確立し、将来を見据えた新たなビジネスモデルを確立していく必要があると判断しました。そして、平成29年2月28日付プレスリリース「株式会社三重銀行と株式会社第三銀行の経営統合検討に関する基本合意について」においてお知らせしておりますように、両行は、平成29年2月28日に両行間で締結した基本合意書（以下、「本基本合意書」といいます。）に基づき、平成30年4月2日を目処に共同株式移転の方式により共同持株会社を設立し経営統合を行うことに向け、協議・検討を進めてまいりましたが、平成29年9月15日、両行が「対等の精神」において経営統合を行うことについて最終的な合意に至りました。

(2) 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係

① 上場申請会社の企業集団の概要

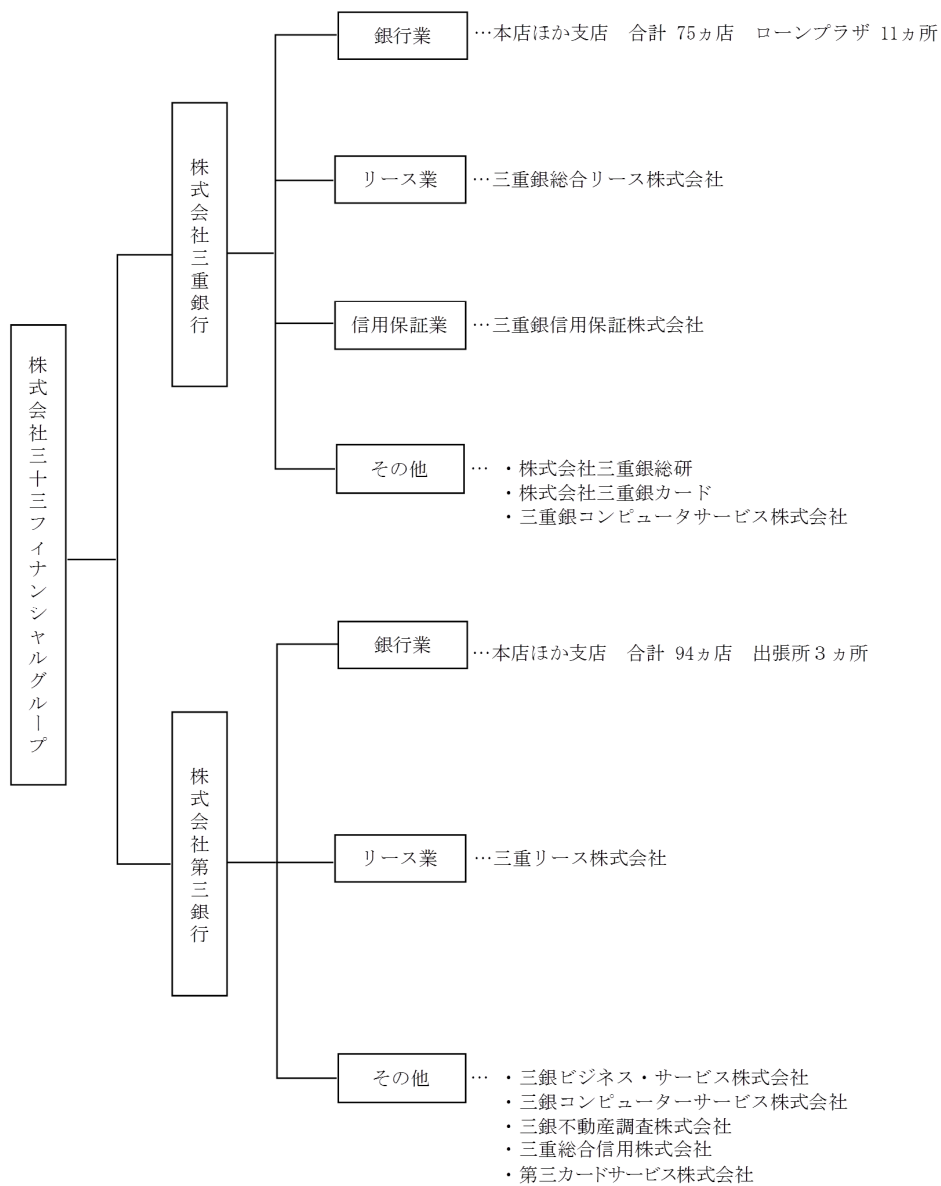
イ. 上場申請会社の概要

(1) 商号	株式会社三十三フィナンシャルグループ (英文表示：San ju San Financial Group, Inc.)																																																				
(2) 事業内容	銀行、その他銀行法により子会社とすることのできる会社の経営管理及び付帯関連する一切の業務																																																				
(3) 本店所在地	三重県松阪市京町510番地																																																				
(4) 本社所在地	三重県四日市市西新地7番8号																																																				
(5) 代表者及び役員の就任予定	<table><tr><td>代表取締役会長</td><td>岩間 弘</td><td>(現 第三銀行</td><td>取締役頭取兼執行役員)</td></tr><tr><td>代表取締役社長</td><td>渡辺 三憲</td><td>(現 三重銀行</td><td>取締役頭取)</td></tr><tr><td>取締役</td><td>谷川 憲三</td><td>(現 第三銀行</td><td>取締役会長)</td></tr><tr><td>取締役</td><td>種橋 潤治</td><td>(現 三重銀行</td><td>取締役会長)</td></tr><tr><td>取締役</td><td>井口 篤</td><td>(現 第三銀行</td><td>常務取締役兼執行役員)</td></tr><tr><td>取締役</td><td>山本 隆司</td><td>(現 三重銀行</td><td>取締役兼専務執行役員)</td></tr><tr><td>取締役</td><td>藤田 隆弘</td><td>(現 第三銀行</td><td>常務取締役兼執行役員)</td></tr><tr><td>取締役</td><td>堀内 浩樹</td><td>(現 三重銀行</td><td>常務執行役員総合企画部長)</td></tr><tr><td>取締役(監査等委員)</td><td>坂本 康隆</td><td>(現 第三銀行</td><td>取締役監査部長)</td></tr><tr><td>取締役(監査等委員)</td><td>藤原 信義</td><td>(現 三重銀行</td><td>社外取締役)</td></tr><tr><td>取締役(監査等委員)</td><td>野呂 昭彦</td><td>(現 第三銀行</td><td>社外取締役(監査等委員))</td></tr><tr><td>取締役(監査等委員)</td><td>古川 典明</td><td>(現 三重銀行</td><td>社外監査役)</td></tr></table> (注) 取締役(監査等委員) 藤原 信義、野呂 昭彦、古川 典明は会社法第2条第15号に定める社外取締役です。					代表取締役会長	岩間 弘	(現 第三銀行	取締役頭取兼執行役員)	代表取締役社長	渡辺 三憲	(現 三重銀行	取締役頭取)	取締役	谷川 憲三	(現 第三銀行	取締役会長)	取締役	種橋 潤治	(現 三重銀行	取締役会長)	取締役	井口 篤	(現 第三銀行	常務取締役兼執行役員)	取締役	山本 隆司	(現 三重銀行	取締役兼専務執行役員)	取締役	藤田 隆弘	(現 第三銀行	常務取締役兼執行役員)	取締役	堀内 浩樹	(現 三重銀行	常務執行役員総合企画部長)	取締役(監査等委員)	坂本 康隆	(現 第三銀行	取締役監査部長)	取締役(監査等委員)	藤原 信義	(現 三重銀行	社外取締役)	取締役(監査等委員)	野呂 昭彦	(現 第三銀行	社外取締役(監査等委員))	取締役(監査等委員)	古川 典明	(現 三重銀行	社外監査役)
代表取締役会長	岩間 弘	(現 第三銀行	取締役頭取兼執行役員)																																																		
代表取締役社長	渡辺 三憲	(現 三重銀行	取締役頭取)																																																		
取締役	谷川 憲三	(現 第三銀行	取締役会長)																																																		
取締役	種橋 潤治	(現 三重銀行	取締役会長)																																																		
取締役	井口 篤	(現 第三銀行	常務取締役兼執行役員)																																																		
取締役	山本 隆司	(現 三重銀行	取締役兼専務執行役員)																																																		
取締役	藤田 隆弘	(現 第三銀行	常務取締役兼執行役員)																																																		
取締役	堀内 浩樹	(現 三重銀行	常務執行役員総合企画部長)																																																		
取締役(監査等委員)	坂本 康隆	(現 第三銀行	取締役監査部長)																																																		
取締役(監査等委員)	藤原 信義	(現 三重銀行	社外取締役)																																																		
取締役(監査等委員)	野呂 昭彦	(現 第三銀行	社外取締役(監査等委員))																																																		
取締役(監査等委員)	古川 典明	(現 三重銀行	社外監査役)																																																		
(6) 資本金	10,000百万円																																																				
(7) 純資産(連結)	現時点では確定しておりません。																																																				
(8) 総資産(連結)	現時点では確定しておりません。																																																				
(9) 決算期	3月31日																																																				

ロ. 上場申請会社の企業集団の概要

当社は新設会社でありますので、本報告書提出日現在において企業集団はありませんが、平成30年4月2日時点では以下のとおりとなる予定であります。

[事業系統図]



当社設立後の、当社と両行の状況は以下のとおりであります。

両行は、両行の株主総会による承認及び関係当局の許認可等を得られることを前提として、平成30年4月2日（予定）をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

会社名	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の兼任等		資金援助	営業上の 取引	設備の賃 貸借
					当社役員 (名)	当社従業員 (名)			
(連結子会社) 株式会社三重銀行	三重県四日市市	15,295	銀行業	100.0	3 (予定)	未定	未定	未定	未定
株式会社第三銀行	三重県松阪市	37,461	銀行業	100.0	5 (予定)	未定	未定	未定	未定

(注) 1 両行は、それぞれ有価証券報告書の提出会社であります。

2 両行は、当社の特定子会社に該当する予定であります。

3 本株式移転に伴う当社設立日（平成30年4月2日）をもって、両行は、当社の株式移転完全子会社となり、両行の普通株式は平成30年3月28日をもって上場廃止となる予定であります。

当社の完全子会社となる両行の平成29年3月期末日（平成29年3月31日）時点（但し、当該日より後の時点の事実関係であることを注記により明記した記載についてはその時点）の状況については、以下のとおりであります。

三重銀行の概要

(i) 事業内容

三重銀行の事業内容につきましては、後記「第二部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容

(1) 三重銀行」をご参照ください。

(ii) 関係会社の状況

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	三重銀行との関係内容				
					役員の兼 任等 (人)	資金援助	営業上の 取引	設備の賃 貸借	業務提携
(連結子会社)									
三重銀総合リース 株式会社	三重県 四日市市	90	リース業	70 (36)	6 (1)	—	リース取 引関係 預金取引 関係 金銭貸借 関係	三重銀行 の建物の 一部を賃 借	—
株式会社 三重銀カード	三重県 四日市市	90	その他 (クレジットカード 業)	95 (20)	5 (2)	—	ローン保 証取引関 係 預金取引 関係 金銭貸借 関係	—	—
三重銀信用保証株式会社	三重県 四日市市	480	信用保証業	100	4 (3)	—	ローン保 証取引関 係 預金取引 関係	—	—
三重銀コンピュータ サービス株式会社	三重県 四日市市	30	その他 (コンピュータシス テム開発・運行業)	100 (45)	4 (2)	—	コンピュ ータシス テム開 発・運行 受託関係 預金取引 関係	三重銀行 の建物の 一部を賃 借	—
株式会社 三重銀総研	三重県 四日市市	50	その他 (経営相談業務、金 融経済等の調査・研 究業務)	90 (75)	4 (2)	—	調査受託 関係 預金取引 関係	三重銀行 の建物の 一部を賃 借	—

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2 上記関係会社のうち、特定子会社に該当する会社及び有価証券報告書を提出している会社はありません。

3 三重銀総合リース株式会社については、当連結会計年度における連結財務諸表の経常収益に占める同社の経常収益(連結会社相互間の内部経常収益を除く。)の割合が100分の10を超えておりますが、「セグメント情報」に記載されているリース業の経常収益の全額が同社の経常収益(セグメント間の内部経常収益又は振替高を含む。)であるため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

4 「議決権の所有割合」欄の()内は、子会社による間接所有の割合(内書き)であります。

5 「三重銀行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、三重銀行の役員(内書き)であります。

第三銀行の概要

(i) 事業内容

第三銀行の事業内容につきましては、後記「第二部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容

(2) 第三銀行」をご参照ください。

(ii) 関係会社の状況

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	第三銀行との関係内容				
					役員の兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
(連結子会社) 三銀ビジネス・サービス株式会社	三重県 松阪市	30	その他 (現金整理業務)	100.00 (—) [—]	4 (1)	—	預金取引 関係 業務委託 関係	第三銀行 の建物の 一部を借 用	—
三銀コンピューター サービス株式会社	三重県 松阪市	20	その他 (コンピューターに よる計算受託業務)	100.00 (—) [—]	4 (2)	—	預金取引 関係 業務委託 関係	第三銀行 の建物の 一部を借 用	—
三銀不動産調査株式会社	三重県 松阪市	20	その他 (担保不動産評価業 務)	100.00 (—) [—]	4 (1)	—	預金取引 関係 業務委託 関係	第三銀行 の建物の 一部を借 用	—
三重総合信用株式会社	三重県 松阪市	40	その他 (信用保証業務)	28.75 (23.75) [43.75]	3 (1)	—	預金取引 関係 保証関係	—	—
第三カードサービス 株式会社	三重県 松阪市	60	その他 (クレジットカード 業務)	76.25 (71.25) [23.75]	4 (0)	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係 保証関係	—	—
三重リース株式会社	三重県 松阪市	80	リース業	56.87 (51.87) [19.00]	3 (0)	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係 リース取 引関係	—	—

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2 上記連結子会社のうち、特定子会社に該当するものではありません。

3 上記連結子会社のうち、有価証券報告書(又は有価証券届出書)を提出している会社はありません。

4 「議決権の所有割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。

5 「第三銀行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、第三銀行の役員(内書き)であります。

6 三重リース株式会社については、経常収益(連結会社相互間の内部経常収益を除く。)の連結経常収益に占める割合が100分の10を超えておりますが、セグメント情報の経常収益に占める当該連結子会社の経常収益(セグメント間の内部経常収益又は振替高を含む。)の割合が100分の90を超えているため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

② 上場申請会社の企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係

イ. 資本関係

本株式移転により、両行は当社の完全子会社になる予定であります。前記「① 上場申請会社の企業集団の概要 ロ. 上場申請会社の企業集団の概要」の記載もご参照ください。

ロ. 役員の兼任関係

当社と当社の完全子会社である両行との役員の兼任関係は、前記「① 上場申請会社の企業集団の概要 イ. 上場申請会社の概要 ロ. 上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

ハ. 取引関係

当社と当社の完全子会社である両行との取引関係は、未定であります。

2【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3【組織再編成に係る契約】

(1) 組織再編成に係る契約の内容の概要

両行は、両行の株主総会による承認及び関係当局の許認可等を得られることを前提として、平成30年4月2日（予定）をもって、当社を株式移転設立完全親会社、両行を株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画を平成29年9月15日の両行取締役会において作成いたしました。また、両行は、同日付で、共同株式移転の方法により両行の完全親会社となる当社を設立して経営統合することを合意する経営統合契約書を締結しております。

本株式移転計画に基づき、三重銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式1株を、第三銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式0.7株を、それぞれ割当交付いたします。また、第三銀行のA種優先株式1株に対して、当社の第一種優先株式0.7株を割当交付いたします。本株式移転計画に定めるところにより、平成29年12月15日に開催された三重銀行の臨時株主総会及び同日に開催された第三銀行の臨時株主総会及び種類株主総会において、それぞれ本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が行われております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式上場、株主名簿管理人、剰余金の配当等につき規定されています（詳細につきましては、後記「(2) 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）。

(2) 株式移転計画の内容

株式移転計画書（写）

株式会社三重銀行（以下「甲」という。）及び株式会社第三銀行（以下「乙」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画書（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（本株式移転）

本計画の定めるところに従い、甲及び乙は、共同株式移転の方法により新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「新会社」という。）の成立日（第7条に定義する。以下同じ。）において、甲及び乙の発行済株式の全部を新会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとし、これにより甲及び乙は新会社の完全子会社となる。

第2条（新会社の目的、商号、本店の所在地、本社のある場所並びに発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数その他定款で定める事項等）

1. 新会社の目的、商号、本店の所在地、本社のある場所並びに発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数は以下のとおりとする。

(1) 目的

新会社の目的は、別紙1の定款第2条記載のとおりとする。

(2) 商号

新会社の商号は、「株式会社三十三フィナンシャルグループ」とし、英文では「San ju San Financial Group, Inc.」と表示する。

(3) 本店の所在地

新会社の本店の所在地は三重県松阪市とし、本店のある場所は三重県松阪市京町510番地とする。

(4) 本社の所在場所

新会社の本社の所在場所は三重県四日市市西新地7番8号とする。

(5) 発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数

新会社の発行可能株式総数は、7千万株とし、各種類株式の発行可能種類株式総数は次のとおりとする。

普通株式	7千万株
第一種優先株式	7千万株

2. 前項に掲げるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙1の定款記載のとおりとする。

第3条（新会社の設立時取締役及び設立時監査等委員の氏名並びに設立時会計監査人の名称）

1. 新会社の設立時取締役（設立時監査等委員である設立時取締役を除く。）の氏名は、次のとおりとする。

代表取締役会長	岩間 弘
代表取締役社長	渡辺 三憲
取締役	谷川 憲三
取締役	種橋 潤治
取締役	井口 篤
取締役	山本 隆司
取締役	藤田 隆弘
取締役	堀内 浩樹

2. 新会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

取締役	坂本 康隆
社外取締役	藤原 信義
社外取締役	野呂 昭彦
社外取締役	古川 典明

3. 新会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

有限責任あずさ監査法人

第4条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1. 本株式移転に際して交付する株式の種類及び数

(1) 新会社は、本株式移転に際して、甲及び乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲及び乙の普通株式の株主（以下「普通株主」という。）に対し、それぞれその所有する甲及び乙の普通株式に代わり、(i) 甲が基準時に発行している普通株式の数の合計に1を乗じた数、及び(ii) 乙が基準時に発行している普通株式の数の合計に0.7を乗じた数を合計した数と同数の新会社の普通株式（以下「交付株式（普通株式）」という。）を交付する。

(2) 新会社は、本株式移転に際して、基準時における乙のA種優先株式の株主（以下「優先株主」という。）に対し、その所有する乙のA種優先株式に代わり、乙が基準時に発行しているA種優先株式の数の合計に0.7を乗じた数の別紙2に記載する内容の新会社の第一種優先株式（以下「交付株式（優先株式）」といい、交付株式（普通株式）と併せて「交付株式」と総称する。）を交付する。

2. 新会社の株式の割当て

(1) 新会社は、前項第1号の定めにより交付される交付株式（普通株式）を、基準時における甲及び乙の普通株主に対して、それぞれ以下の割合（以下「株式移転比率」と個別に又は総称していう。）をもって割り当てる。

- ① 甲の普通株主に対しては、その所有する甲の普通株式1株に対して新会社の普通株式1株
- ② 乙の普通株主に対しては、その所有する乙の普通株式1株に対して新会社の普通株式0.7株

(2) 新会社は、前項第2号の定めにより交付される交付株式（優先株式）を、基準時における乙の優先株主に対して、その所有する乙のA種優先株式1株に対して新会社の第一種優先株式0.7株の割合をもって割り当てる。

3. 前二項の計算において、1株に満たない端数が生じる場合には、会社法第234条その他関係法令の規定に従い処理するものとする。

4. 甲及び乙は、本計画作成後に、株式移転比率に重大な影響を与える事由が新たに発見された場合又は当該事由が生じた場合には、協議の上、合意により株式移転比率を変更することができるものとする。この場合、本株式移転に際して交付する株式の数も変更後の株式移転比率に応じて変更されるものとする。

第5条（新会社の資本金及び準備金の額）

新会社の成立日における新会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金の額	10,000,000,000円
(2) 資本準備金の額	2,500,000,000円
(3) 利益準備金の額	0円

- (4) 資本剰余金の額 会社計算規則第52条第1項に定める株主資本変動額から上記(1)及び(2)の額の合計額を減じて得た額

第6条（本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て並びに社債の承継）

1. 新会社は、本株式移転に際して、以下の表第1欄に掲げる基準時において乙が発行している新株予約権付社債に付された新株予約権（以下「割当対象新株予約権」という。）の新株予約権者（以下「割当対象新株予約権者」という。）に対し、割当対象新株予約権に代わり、割当対象新株予約権の総数と同数の、以下の表第2欄に掲げる株式会社三十三フィナンシャルグループ120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）に付される新株予約権（以下「新会社発行新株予約権」という。）を交付する。
2. 新会社は、本株式移転に際して、前項の定めにより交付される新株予約権を、基準時における割当対象新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する割当対象新株予約権1個に対して新会社発行新株予約権1個の割合をもって割り当てる。
3. 新会社は、本株式移転に際し、以下の表第1欄に掲げる基準時において乙が発行している新株予約権付社債について、社債権者に対し乙が負担する社債債務のうち基準時において未償還のもの全てを、同表第2欄に掲げる株式会社三十三フィナンシャルグループ120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）として承継し、その承継に係る社債債務の金額は、以下の表第3欄に掲げる額とする。
4. 本計画作成後新会社の成立日までの間、割当対象新株予約権が行使された場合には、第1項乃至第3項に規定した交付及び割当てに係る新会社発行新株予約権及び承継される社債債務について、それぞれ、当該行使に係る割当対象新株予約権の数及び当該行使に際して払い込まれた社債の金額を、交付及び割当てに係る新会社発行新株予約権並びに承継に係る社債債務額から減じるものとする。

第1欄		第2欄		第3欄
名称	内容	名称	内容	社債債務額
株式会社第三銀行120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）	別紙3記載	株式会社三十三フィナンシャルグループ120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）	別紙4記載	社債債務額： 6,989,000,000円

第7条（新会社の成立日）

新会社の設立の登記をすべき日（本計画において「成立日」という。）は、平成30年4月2日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第8条（株式移転計画承認株主総会）

1. 甲は、平成29年12月15日を開催日として臨時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. 乙は、平成29年12月15日を開催日として臨時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。また、乙は、平成29年12月15日を開催日として乙の普通株主による種類株主総会及び乙の優先株主による種類株主総会において、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
3. 本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、合意により前二項に定める本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求める各株主総会及び各種類株主総会の開催日を変更することができる。

第9条（株式上場等、株主名簿管理人）

1. 新会社は、成立日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所への上場並びにその発行する株式会社三十三フィナンシャルグループ120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の株式会社東京証券取引所への上場を予定するものとし、甲乙協議の上、可能な限り相互に協力して当該上場に必要の手續を行う。
2. 新会社の設立時における株主名簿管理人は、日本証券代行株式会社とする。

第10条（剰余金の配当）

1. 甲は、①平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された甲の普通株主又は普通株式の登録株式質権者に対して、普通株式1株あたり32.50円を限度として、②平成30年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された甲の普通

株主又は普通株式の登録株式質権者に対して、普通株式1株あたり32.50円を限度として、それぞれ剰余金の配当を行うことができる。

2. 乙は、平成30年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された乙の普通株主又は普通株式の登録株式質権者に対して、普通株式1株あたり50.00円を限度として、それぞれ剰余金の配当を行うことができる。
3. 乙は、平成30年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された乙の優先株主又はA種優先株式の登録株式質権者に対して、A種優先株式1株あたり56.40円を限度として、それぞれ剰余金の配当を行うことができる。
4. 甲及び乙は、前三項に定める場合を除き、本計画作成後新会社の成立日までの間、新会社の成立日以前を基準日とする剰余金の配当決議を行ってはならない。但し、甲及び乙にて協議の上、合意をした場合についてはこの限りでない。

第11条（自己株式の消却）

甲及び乙は、新会社の成立日の前日までに開催されるそれぞれの取締役会の決議により、それぞれが基準時において保有する自己株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に基づく株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部を消却するものとする。

第12条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本計画作成後新会社の成立日までの間、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして善良なる管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとし、それぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、本計画において別途定める場合を除き、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意の上、これを行い、又はこれを行わせる。

第13条（本計画の効力）

本計画は、第8条に定める甲若しくは乙の株主総会若しくは種類株主総会のいずれかにおいて、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、新会社の成立日までに本株式移転を行うにあたり必要な関係当局の認可・許可・登録・承認等（本株式移転に関する銀行法第52条の17に規定される認可及び金融機能の強化のための特別措置に関する法律第13条第1項に規定される認可を含むがこれらに限られない。）が得られなかった場合、又は、次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

第14条（株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）

本計画の作成後新会社成立日までの間において、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変更が発生した場合又は重大な影響を与える事由があることが判明した場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、本株式移転を実行することが甲又は乙の役員の善管注意義務違反を構成する具体的なおそれのある事態が生じ若しくは明らかとなった場合、その他本計画の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲及び乙は協議の上、書面による合意により、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

第15条（協議事項）

本計画に定める事項のほか、本計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本計画の趣旨に従い、甲及び乙が別途協議し、合意の上定める。

以上、本計画の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年9月15日

甲：三重県四日市市西新地7番8号
株式会社三重銀行
取締役頭取 渡辺 三憲

乙：三重県松阪市京町510番地
株式会社第三銀行
取締役頭取 岩間 弘

株式会社三十三フィナンシャルグループ 定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社三十三フィナンシャルグループと称する。英文では、San ju San Financial Group, Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。

1. 銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理およびこれに付帯または関連する業務
2. 前号に規定する業務のほか銀行法により銀行持株会社が営むことのできる業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を三重県松阪市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は7千万株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は7千万株、第一種優先株式の発行可能種類株式総数は7千万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる。

- ② 当社は、会社法第459条の規定により、取締役会の決議によって、同法第160条第1項の規定による決定をする場合以外の場合における同法第156条第1項各号に掲げる事項を定め、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の全ての種類の株式の単元株式数は、それぞれ100株とする。

(単元未満株式を有する株主の権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 優先株式

(第一種優先配当金)

第13条 当社は、第45条第1項に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第一種優先株式を有する株主（以下「第一種優先株主」という。）または第一種優先株式の登録株式質権者（以下「第一種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第一種優先株式1株につき、5,000円を0.7で除した金額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、次に定める第一種優先配当年率を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）（以下「第一種優先配当金」という。）の配当をする。ただし、第一種優先配当年率は、8%を上限とする。また、当該基準日の属する事業年度において第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して第14条に定める第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

第一種優先配当年率

第一種優先配当年率＝日本円TIBOR（12ヶ月物）＋1.00%

なお、第一種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日）（以下「第一種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として一般社団法人全銀協TIBOR運営機関によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、第一種優先配当年率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、ICE Benchmark Administration Limitedによって公表される数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。「営業日」とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

② ある事業年度において第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額の合計額が第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(第一種優先中間配当金)

第14条 当社は、第46条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき、第一種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「第一種優先中間配当金」という。）を支払う。

(第一種優先株主に対する残余財産の分配)

第15条 当社は、残余財産を分配するときは、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき、5,000円を0.7で除した金額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に次に定める経過第一種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

経過第一種優先配当金相当額

第一種優先株式1株当たりの経過第一種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に第一種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度において第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

②第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

（第一種優先株主の議決権）

第16条 第一種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第一種優先株主は、(i)第一種優先株式の発行時に株式会社第三銀行（以下「第三銀行」という。）が発行するA種優先株式の株主が同銀行株主総会において全ての事項について議決権を行使することができるときはその発行時より、(ii)定時株主総会に第一種優先配当金の額全部（第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して、第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、(iii)第一種優先配当金の額全部（第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して、第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会終結の時より、第一種優先配当金の額全部（第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して、第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

（普通株式を対価とする取得請求権）

第17条 第一種優先株主は、次項に定める取得を請求することができる期間（以下「取得請求期間」という。）中、当会社に対して自己の有する第一種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当会社は第一種優先株主がかかる取得の請求をした第一種優先株式を取得するのと引換えに、第3項に定める財産を当該第一種優先株主に対して交付するものとする。ただし、単元未満株式については、本項に規定する取得の請求をすることができないものとする。

② 取得請求期間は、当会社設立の日より平成36年9月30日までとする。

③ 当会社は、第一種優先株式の取得と引換えに、第一種優先株主が取得の請求をした第一種優先株式数に5,000円を0.7で除した金額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を第4項ないし第8項に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取り扱う。

④ 取得価額は、当初、当会社設立の日の時価とする。当会社設立の日の時価とは、平成30年3月の第3金曜日（当日を含む。以下「当初取得価額決定日」という。）までの直近の5連続取引日の株式会社東京証券取引所における第三銀行の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）の平均値（ただし、終値のない日を除き、当初取得価額決定日が取引日ではない場合は、当初取得価額決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）に相当する金額を0.7で除した金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が第7項に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

⑤ 取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が第7項に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、第8項に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

⑥ 取得価額には上限を設けない。

⑦ 1,005円を0.7で除した金額を「下限取得価額」という（ただし、次項による調整を受ける。）。

- ⑧ イ. 第一種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (i) 取得価額調整式に使用する時価（下記ハ.に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本第8項において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。））、または当会社の普通株式の交付と引換えに当会社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。））が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- (ii) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当会社の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

- (iii) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記ニ.に定義する。以下、本(iii)、下記(iv)および(v)ならびに下記ハ.(iv)において同じ。）をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- (iv) 当会社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ.または下記ロ.と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、第5項による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、第5項による取得価額の修正が行われていない場合調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。
- (v) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(iii)または(iv)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ.に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整は行わない。
- (vi) 株式の併合をする場合
調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当会社の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- ロ. 上記イ. (i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。
- ハ. (i) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、第8項に準じて調整する。
- (ii) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (iii) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ. (i)ないし(iii)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当会社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ. およびロ. に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ. (iv) (b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ. (iv) (b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ. (iii)または(iv)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。
- (iv) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ. (i)の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ. (ii)および(vi)の場合には0円、上記イ. (iii)ないし(v)の場合には価額（ただし、(iv)の場合は修正価額）とする。
- ニ. 上記イ. (iii)ないし(v)および上記ハ. (iv)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- ホ. 上記イ. (v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ. (iii)に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ヘ. 上記イ. (i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ. (i)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト. 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- ⑨ 第4項ないし第8項に定める取得価額（第19条第2項に定める一斉取得価額を含む。以下、本項において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当会社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

（金銭を対価とする取得条項）

第18条 当会社は、平成31年10月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、第一種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当会社は、かかる第一種優先株式を取得するのと引換えに、次項に定める財産を第一種優先株主に対して交付するものとする。なお、第一種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も前条第1項に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

- ② 当会社は、第一種優先株式の取得と引換えに、第一種優先株式1株につき、5,000円を0.7で除した金額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過第一種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本項においては、第15条第1項に定める経過第一種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第一種優先配当金相当額を計算する。

（普通株式を対価とする取得条項）

第19条 当会社は、取得請求期間の末日までに当会社に取得されていない第一種優先株式の全てを、取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当会社は、かかる第一種優先株式を取得するのと引換えに、各第一種優先株主に対し、その有する第一種優先株式数に5,000円を0.7で除した金額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を次項に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

- ② 一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45連続取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

（株式の分割または併合および株式無償割当て）

第20条 当会社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および第一種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

- ② 当会社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式および第一種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

（除斥期間）

第21条 第47条の規定は、第一種優先配当金の支払についてこれを準用する。

第4章 株主総会

（株主総会の招集）

第22条 当会社の定時株主総会は、毎年4月1日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときにこれを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第23条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

（株主総会の招集権者および議長）

第24条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集してその議長となる。

- ② 取締役社長に欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役がこれに代る。

(決議の方法)

第25条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第26条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第27条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(種類株主総会)

第28条 第24条、第25条第1項、第26条および第27条の規定は種類株主総会にこれを準用する。

② 第23条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。

③ 会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第5章 取締役および取締役会

(員数)

第29条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、12名以内とする。

② 当会社の監査等委員である取締役は、6名以内とする。

(選任)

第30条 当会社の取締役は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

② 前項の選任にあたっては、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第31条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会)

第32条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(役付取締役)

第33条 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長および取締役副社長各1名ならびに専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。

② 役付取締役の職務に関する事項は、取締役会において定める取締役会規程による。

(代表取締役)

第34条 取締役社長は当会社を代表する。

② 取締役会は、その決議によって、取締役社長以外の代表取締役を選定することができる。

(取締役会の招集)

第35条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集してその議長となる。取締役会長に欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役がこれに代る。

② 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

③ 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第36条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役の報酬等)

第37条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役会の決議方法等)

第38条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

② 当会社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の責任免除)

第39条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第6章 監査等委員および監査等委員会

(監査等委員会の招集)

第40条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

② 監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

(監査等委員会規程)

第41条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第7章 会計監査人

(選任方法)

第42条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第8章 計 算

(事業年度)

第44条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第45条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間等)

第47条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満5年を経過したときは、当会社はその支払義務を免れる。

② 未払の金銭による剰余金の配当には、利息をつけない。

附 則

(最初の事業年度)

第1条 第44条の規定にかかわらず、当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から平成31年3月31日までとする。

(最初の取締役の報酬)

第2条 第37条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は年額300百万円以内とする。

② 第37条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの監査等委員である取締役の報酬は年額60百万円以内とする。

(本附則の削除)

第3条 本附則は、当会社の成立後最初の定時株主総会終結の時をもって、削除する。

以上

株式会社三十三フィナンシャルグループ第一種優先株式発行要項

1. 発行する株式の種類

株式会社三十三フィナンシャルグループ第一種優先株式（以下「第一種優先株式」という。）

2. 発行する株式の数

4,200,000株

3. 発行方法

当会社は、株式会社三重銀行（以下「三重銀行」という。）及び株式会社第三銀行（以下「第三銀行」という。）を株式移転完全子会社とし、当会社を株式移転設立完全親会社とする株式移転（以下「本株式移転」という。）に際して第一種優先株式を発行し、本株式移転により当会社が三重銀行及び第三銀行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における第三銀行のA種優先株式の株主に対し、その所有する第三銀行のA種優先株式1株につき第一種優先株式0.7株の割合をもって割当交付する。

4. 第一種優先配当金

(1) 第一種優先配当金

当会社は、定款第45条第1項に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第一種優先株式を有する株主（以下「第一種優先株主」という。）または第一種優先株式の登録株式質権者（以下「第一種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第一種優先株式1株につき、5,000円を0.7で除した金額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記(2)に定める配当年率（以下「第一種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）（以下「第一種優先配当金」という。）の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度において第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して第5項に定める第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) 第一種優先配当年率

第一種優先配当年率＝日本円TIBOR（12ヶ月物）＋1.00%

なお、各事業年度に係る第一種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日）（以下「第一種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として一般社団法人全銀協TIBOR運営機関によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、第一種優先配当年率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、ICE Benchmark Administration Limitedによって公表される数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。「営業日」とはロンドン及び東京において銀行が外貨及び為替取引の営業を行っている日をいう。

ただし、上記の算出の結果が8%を超える場合には、第一種優先配当年率は8%とする。

(3) 非累積条項

ある事業年度において第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額が第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

5. 第一種優先中間配当金

当社は、定款第46条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき、第一種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「第一種優先中間配当金」という。）を支払う。

6. 残余財産

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき、5,000円を0.7で除した金額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記(2)に定める経過第一種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(2) 経過第一種優先配当金相当額

第一種優先株式1株当たりの経過第一種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に第一種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度において第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(3) 非参加条項

第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

7. 議決権

第一種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第一種優先株主は、(i)第一種優先株式の発行時に第三銀行が発行するA種優先株式の株主が同銀行株主総会において全ての事項について議決権を行使することができるときはその発行時より、(ii)定時株主総会に第一種優先配当金の額全部（第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、(iii)第一種優先配当金の額全部（第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、第一種優先配当金の額全部（第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

8. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権

第一種優先株主は、下記(2)に定める取得を請求することのできる期間中、当会社に対して自己の有する第一種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当会社は、第一種優先株主がかかる取得の請求をした第一種優先株式を取得するのと引換えに、下記(3)に定める財産を当該第一種優先株主に対して交付するものとする。ただし、単元未満株式については、本項に規定する取得の請求をすることができないものとする。

(2) 取得を請求することのできる期間

当会社設立の日より平成36年9月30日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

(3) 取得と引換えに交付すべき財産

当会社は、第一種優先株式の取得と引換えに、第一種優先株主が取得の請求をした第一種優先株式数に5,000円を0.7で除した金額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(4)ないし(8)に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取り扱う。

(4) 当初取得価額

当初取得価額は、当会社設立の日の時価とする。当会社設立の日の時価とは、平成30年3月の第3金曜日（当日を含む。以下「当初取得価額決定日」という。）までの直近の5連続取引日の株式会社東京証券取引所における第三銀行の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）の平均値（ただし、終値のない日を除き、当

初取得価額決定日が取引日ではない場合は、当初取得価額決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)に相当する金額を0.7で除した金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

(5) 取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌日以降、取得価額は、決定日まで(当日を含む。)の直近の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の当会社の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで(当日を含む。)の間に、下記(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

(6) 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

(7) 下限取得価額

1,005円を0.7で除した金額(ただし、下記(8)による調整を受ける。)。

(8) 取得価額の調整

イ. 第一種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額(下限取得価額を含む。)を次に定める算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整する(以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。)。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (i) 取得価額調整式に使用する時価(下記ハ.に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(8)において同じ。))その他の証券(以下「取得請求権付株式等」という。))、または当会社の普通株式の交付と引換えに当会社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下「取得条項付株式等」という。))が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。)

調整後取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- (ii) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数(基準日における当会社の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。))が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

- (iii) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額(下記ニ.に定義する。以下、本(iii)、下記(iv)および(v)ならびに下記ハ.(iv)において同じ。))をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む。))

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- (iv) 当会社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ．またはロ．と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合
- 調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。
- なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。
- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われていない場合
調整係数は1とする。
- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われている場合
調整係数は1とする。
- ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。
- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われていない場合
調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。
- (v) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
- 調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(iii)または(iv)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ．に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整は行わない。
- (vi) 株式の併合をする場合
- 調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当会社の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- ロ．上記イ．(i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。
- ハ．(i) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の当会社の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本(8)に準じて調整する。
- (ii) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (iii) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ．(i)ないし(iii)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当会社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ．およびロ．に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ．(iv)(b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ．(iv)(b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ．(iii)または(iv)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。
- (iv) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ．(i)の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ．(ii)および(vi)の場合には0円、上記イ．(iii)ないし(v)の場合には価額（ただし、(iv)の場合は修正価額）とする。

- ニ、上記イ．(iii)ないし(v)および上記ハ．(iv)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- ホ、上記イ．(v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ．(iii)に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ヘ、上記イ．(i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ．(i)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト、取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(9) 合理的な措置

上記(4)ないし(8)に定める取得価額（第10項(2)に定める一斉取得価額を含む。以下、本(9)において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当会社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

(10) 取得請求受付場所

東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号
日本証券代行株式会社

(11) 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(10)に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

9. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項

当社は、平成31年10月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、第一種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において当会社の普通株式の終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当社は、かかる第一種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第一種優先株主に対して交付するものとする。なお、第一種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も第8項(1)に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、第一種優先株式の取得と引換えに、第一種優先株式1株につき、5,000円を0.7で除した金額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過第一種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本(2)においては、第6項(2)に定める経過第一種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第一種優先配当金相当額を計算する。

10. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 普通株式を対価とする取得条項

当社は、取得請求期間の末日までに当会社に取得されていない第一種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当社は、かかる第一種優先株式を取得するのと引換えに、各第一種優先株主に対し、その有する第一種優先株式数に5,000円を0.7で除した金額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(2)に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取り扱う。

(2) 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45連続取引日目に始まる30連続取引日の当会社の普通株式の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

11. 株式の分割または併合および株式無償割当て

(1) 分割または併合

当社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および第一種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2) 株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式および第一種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

12. 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当会社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

13. その他

上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

以上

株式会社第三銀行120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の内容

1. 社債総額 金70億円
2. 各社債の金額 金100万円
3. 社債、株式等の振替に関する法律の適用 本新株予約権付社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受け、振替機関（第25項に定める。以下同じ。）の振替業に係る業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとする。社債等振替法に従い本新株予約権付社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）が新株予約権付社債の発行を請求することができる場合を除き、本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債は発行されない。社債等振替法に従い本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債が発行される場合、かかる新株予約権付社債は無記名式とし、本社債権者は、かかる新株予約権付社債を記名式とすることを請求することはできない。
4. 新株予約権又は社債の譲渡 本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
5. 社債の利率 本社債には利息を付さない。
6. 社債の払込金額（発行価額） 各社債の金額100円につき金100円
7. 社債の発行価格 各社債の金額100円につき金102.5円
8. 社債の償還金額 各社債の金額100円につき金100円
ただし、繰上償還する場合は第11項第(2)号乃至第(4)号に定める金額による。
9. 担保・保証の有無
本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
10. 社債管理者
 - (1) 社債管理者の名称
株式会社みずほ銀行
 - (2) 債権者の異議手続における社債管理者の権限
会社法第740条第2項本文の定めにかかわらず、社債管理者は、同条第1項に掲げる債権者の異議手続において、社債権者集会の決議によらずに本社債権者のために異議を述べることは行わない。
 - (3) 社債管理者の辞任
 - ①社債管理者は、以下に定める場合その他正当な事由がある場合は、社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。
(イ)社債管理者と本社債権者との間で利益が相反する又は利益が相反するおそれがある場合。
(ロ)社債管理者が、社債管理者としての業務の全部又は重要な業務の一部を休止又は廃止しようとする場合。
 - ②本号①の場合には、当行並びに社債管理者及び社債管理者の事務を承継する者は、遅滞なくかかる変更によって必要となる手続を行わなければならない。
11. 社債の償還の方法及び期限
 - (1) 本社債の元金は、平成31年4月30日にその総額を償還する。ただし、繰上償還に関しては本項第(2)号乃至第(4)号に、買入消却に関しては本項第(6)号に定めるところによる。
 - (2) 組織再編行為による繰上償還
 - ①組織再編行為（本号⑤に定義する。）が当行の株主総会（株主総会の承認が不要な場合は取締役会）で承認された場合において、当行が、かかる承認の日（以下「組織再編行為承認日」という。）までに、社債管理者に対し、承継会社等（本号⑥に定義する。以下同じ。）が理由の如何を問わず当該組織再編行為の効力発生日において日本の金融商品取引所における上場会社であることを、当行としては予定していない旨を記載し、当行の代表取締役が署名した証明書を交付した場合には、当行は、償還日（当該組織再編行為の効力発生日又はそれ以前の日とする。ただし、当該組織再編行為の効力発生日が組織再編行為承認日から30日以内に到来する場合には、下

記に定める公告を行った日から30日目以降の日とする。)の30日前までに必要事項を公告した上で、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本号②乃至④に従って決定される償還金額(以下「組織再編行為償還金額」という。)で繰上償還する。

- ②組織再編行為償還金額は、参照パリティ(本号③に定義する。)及び償還日に応じて下記の表(本社債の各社債の金額に対する割合(百分率)として表示する。)に従って決定される。

組織再編行為償還金額(%)

償還日	参照パリティ					
	80	90	100	110	120	130
平成26年1月29日	98.25	102.03	107.00	113.25	120.89	130.00
平成27年1月29日	98.90	102.49	107.30	113.44	120.98	130.00
平成28年1月29日	99.46	102.81	107.42	113.37	120.78	130.00
平成29年1月29日	99.82	102.89	107.33	113.23	120.70	130.00
平成30年1月29日	99.87	102.44	106.65	112.66	120.45	130.00
平成31年1月29日	99.70	100.53	103.81	110.57	120.00	130.00
平成31年4月26日	100.00	100.00	100.00	110.00	120.00	130.00

- ③「参照パリティ」は、(イ)当該組織再編行為に関して当行普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合には、当行普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時点で有効な転換価額(第13項第(6)号②に定義する。以下同じ。)で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、会社法に基づき当行の取締役会において当該組織再編行為の条件(当該組織再編行為に関して支払われ又は交付される対価を含む。)が決議された日(決議の日よりも後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日)の直後の取引日に始まる5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値(気配表示を含まない。以下本項において同じ。)の平均値を、当該5連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。当該5連続取引日において第13項第(7)号、第(8)号若しくは第(10)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当行普通株式の普通取引の終値の平均値は、社債管理者と協議のうえ合理的に調整されるものとする。本③及び本項第(3)号②において「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が営業している日をいい、当行普通株式の普通取引の終値が発表されない日を含まない。

- ④参照パリティ又は償還日が本号②の表に記載されていない場合には、組織再編行為償還金額は、以下の方法により算出される。

(イ)参照パリティが本号②の表の第1行目に記載された2つの値の間の値である場合、又は償還日が本号②の表の第1列目に記載された2つの日付の間の日である場合には、組織再編行為償還金額は、かかる2つの値又はかかる2つの日付に対応する本号②の表中の数値に基づきその双方につきかかる2つの値又はかかる2つの日付の間を直線で補間して算出した数値により算出した数値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。ただし、日付に係る補間については、1年を365日とする。

(ロ)参照パリティが本号②の表の第1行目の右端の値より高い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。

(ハ)参照パリティが本号②の表の第1行目の左端の値より低い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。

ただし、組織再編行為償還金額は、各社債の金額の130%を上限とし、本号②の表及び上記(イ)乃至(ハ)の方法に従って算出された値が130%を超える場合には、組織再編行為償還金額は各社債の金額の130%とする。また、組織再編行為償還金額は、各社債の金額の100%を下限とし、本号②の表及び上記(イ)乃至(ハ)の方法に従って算出された値が100%未満となる場合には、組織再編行為償還金額は各社債の金額の100%とする。

⑤「組織再編行為」とは、当行が消滅会社となる合併、吸収分割又は新設分割（承継会社等が、本社債に基づく当行の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。）、当行が他の株式会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転、及びその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当行の義務が他の株式会社に引き受けられることとなるものを総称していう。

⑥「承継会社等」とは、次の(イ)乃至(ヘ)に定める株式会社を総称していう。

(イ)合併（合併により当行が消滅する場合に限る。） 吸収合併存続株式会社又は新設合併設立株式会社

(ロ)吸収分割 吸収分割承継株式会社

(ハ)新設分割 新設分割設立株式会社

(ニ)株式交換 株式交換完全親株式会社

(ホ)株式移転 株式移転設立完全親株式会社

(ヘ)上記(イ)乃至(ホ)以外の日本法上の会社組織再編手続 本社債に基づく当行の義務を引き受ける株式会社

⑦当行は、本号①に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取り消すことはできない。

(3) 上場廃止等による繰上償還

①(イ)当行以外の者（以下「公開買付者」という。）によって、当行普通株式の保有者に対して金融商品取引法に基づく当行普通株式の公開買付けがなされ、(ロ)当行が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(ハ)当該公開買付けによる当行普通株式の取得の結果、当行普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止される可能性があることを当行又は公開買付者が公表又は認容し（ただし、当行又は公開買付者が、当該公開買付け後も当行が日本の金融商品取引所における上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ(ニ)公開買付者が当該公開買付けにより当行普通株式を取得した場合には、当行は、当該公開買付けによる当行普通株式の取得日（当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。以下同じ。）から15日以内に必要事項を公告した上で、当該公告において指定した償還日（かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本号②に従って決定される償還金額（以下「上場廃止等償還金額」という。）で繰上償還する。

②上場廃止等償還金額は、本項第(2)号記載の組織再編行為償還金額の算出方法と同様の方法により算出される。ただし、参照パリティは、(イ)当該公開買付けの対価が金銭のみである場合には、公開買付期間の末日時点で有効な公開買付価格を、同日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、公開買付期間の末日に終了する5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値の平均値を、公開買付期間の末日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該5連続取引日において第13項第(7)号、第(8)号若しくは第(10)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当行普通株式の普通取引の終値の平均値は、社債管理者と協議のうえ合理的に調整されるものとする。

③本号①にかかわらず、当行又は公開買付者が、当該公開買付けによる当行普通株式の取得日の後に組織再編行為を行う旨の意向を当該公開買付けに係る公開買付期間の末日までに公表した場合には、本号①の規定は適用されない。ただし、当該取得日から60日以内に当該組織再編行為に係る組織再編行為承認日が到来しなかった場合、当行は、かかる60日間の末日から15日以内に必要事項を公告した上で、当該公告において指定した償還日（かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上場廃止等償還金額で繰上償還する。

④本項第(2)号に定める繰上償還事由及び本号①又は③に定める繰上償還事由の両方が発生した場合には、本社債は本項第(2)号に従って償還されるものとする。ただし、本項第(2)号に定める繰上償還事由が発生した場合において、組織再編行為承認日の前に本号①又は③に基づく公告が行われたときは、本社債は本号に従って償還されるものとする。

⑤当行は、本号①又は③に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取り消すことはできない。

(4) 120%コールオプション条項

①当行は、株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値がある20連続取引日（「取引日」とは、株式会社東京証券取引所において当行普通株式の普通取引が行われる日をいう。以下同じ。）にわたり、各取引日における当該終値が当該各取引日に適用のある転換価額の120%以上であった場合、金融庁の承認を得た上で平成28年1月29日以降いつでも、当該20連続取引日の最終日から15日以内に必要事項を公告した上で、当該公告において指定した償還日（かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することがで

きる。なお、当行が当行普通株式の株式分割又は当行普通株式に対する当行普通株式の無償割当て（以下本号において「株式分割等」という。）を行う場合、当該株式分割等の基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日の前日とし、基準日又は効力発生日の前日が取引日でない場合は、それらの直前の取引日とする。以下本号において同じ。）の2取引日前の日から当該株式分割等の基準日までの3取引日についての本条項の適用にあたっては、第13項第(7)号②(ロ)の規定にかかわらず、当該各取引日の1か月前の応当日（応当日がない場合には当該各取引日の前月末日とする。）における当行の発行済普通株式数から、当該日における当行の有する当行普通株式数を控除した株式数を既発行株式数とし、当該株式分割等により交付されることとなる株式数を交付株式数として、第13項第(7)号①に定める新株発行等による転換価額調整式により算出された転換価額をもって、当該各取引日に適用のある転換価額とする。

②本項第(2)号又は第(3)号①若しくは③に定める繰上償還事由及び本号①に定める繰上償還事由の両方が発生した場合には、本社債は本項第(2)号又は第(3)号に従って償還されるものとする。ただし、本項第(2)号又は第(3)号①若しくは③に定める繰上償還事由が発生した場合において、組織再編行為承認日又は当該公開買付けによる当行普通株式の取得日の前に本号①に基づく公告が行われたときは、本社債は本号に従って償還されるものとする。

③当行は、本号①に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取り消すことはできない。

(5) 償還すべき日（本項第(2)号乃至第(4)号の規定により本社債を繰上償還する場合には、当該各号に従い公告された償還日を含む。）が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。

(6) 当行は、金融庁の事前承認を得た上で、法令又は振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に別途定められる場合を除き、払込期日（第23項に定める。）の翌日以降いつでも本新株予約権付社債を買入れることができる。買入れた本社債を消却する場合、本新株予約権については第13項第(5)号に従って行使できなくなることにより消滅する。

(7) 本社債の償還については、本項のほか第12項に定める劣後特約に従うものとする。

12. 劣後特約

(1) 本社債の償還は、当行につき破産手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の決定があり、又は日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続若しくはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合には、以下の規定に従って行われる。

①破産の場合

本社債につき定められた元金の弁済期限以前において、当行について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後配当のための配当表(更正された場合は、更正後のもの)に記載された配当に加えるべき債権のうち、本社債に基づく債権及び本号①乃至④と実質的に同じ若しくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本号③を除き本号と実質的に同じ条件を付された債権は、本号①乃至④と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除く全ての債権が、各中間配当、最後配当、追加配当、その他法令によって認められる全ての配当によって、その債権額につき全額の満足(配当、供託を含む。)を受けたこと。

②会社更生の場合

本社債につき定められた元金の弁済期限以前において、当行について更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本社債に基づく元金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当行について更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権及び本号①乃至④と実質的に同じ若しくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本号③を除き本号と実質的に同じ条件を付された債権は、本号①乃至④と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

③民事再生の場合

本社債につき定められた元金の弁済期限以前において、当行について再生手続開始の決定がなされた場合、本社債に基づく元金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定が確定したとき、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了したとき、又は再生計画取消の決定が確定したときは、本社債に基づく元金の支払請求権の効力は、再生手続開始決定時に遡って従前の効力に復するものとする。

(停止条件)

当行について再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債

権及び本号①乃至④と実質的に同じ若しくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本号③を除き本号と実質的に同じ条件を付された債権は、本号①乃至④と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

④日本法以外による倒産手続の場合

当行について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続若しくはこれらに準ずる手続が外国において本号①乃至③に準じて行われる場合、本社債に基づく元金の支払請求権の効力は、その手続において本号①乃至③に記載の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付することが認められない場合には、本社債に基づく元金の支払請求権の効力は当該条件にかかることなく発生する。

(2) 上位債権者に対する不利益変更の禁止

本要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、上位債権者とは、当行に対し、本社債に基づく債権及び本項第(1)号①乃至④と実質的に同じ若しくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本項第(1)号③を除き本項第(1)号と実質的に同じ条件を付された債権は、本項第(1)号①乃至④と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除く債権を有する全ての者をいう。

(3) 劣後特約に反する支払の禁止

本社債に基づく元金の支払請求権の効力が、本項第(1)号①乃至④に従って発生していないにもかかわらず、その元金の全部又は一部が社債権者に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元金を直ちに当行に返還する。

(4) 相殺禁止

当行について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、民事再生手続開始の決定がなされた場合(ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定が確定したとき、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了したとき、又は再生計画取消の決定が確定したときを除く。)、又は日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続若しくはこれらに準ずる手続が外国において行われている場合には、本項第(1)号①乃至④にそれぞれ規定されている条件が成就されない限りは、本社債に基づく元金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(5) 本項第(1)号の規定により、当行について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債の元金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

13. 本新株予約権に関する事項

(1) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計7,000個の本新株予約権を発行する。

(2) 各新株予約権の払込金額

本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類及びその数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、その行使請求により当行が交付する当行普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の合計額を当該行使請求の効力発生日に適用のある転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(4) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権付社債の新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)は、平成26年3月3日から平成31年4月25日までの間、いつでも、本新株予約権を行使し、当行に対して本項第(3)号に定める当行普通株式の交付を請求することができる。ただし、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。

①当行普通株式に係る株主確定日及びその前営業日(振替機関の休業日等でない日をいう。以下同じ。)

②振替機関が必要であると認めた日

③第11項第(2)号乃至第(4)号に定めるところにより平成31年4月25日以前に本社債が繰上償還される場合には、当該償還に係る元金が支払われる日の前営業日以降

④組織再編行為において承継会社等の新株予約権が交付される場合で、本新株予約権の行使請求の停止が必要なときは、当行が、行使請求を停止する期間(当該期間は1か月を超えないものとする。)その他必要事項をあらかじめ書面により社債管理者に通知し、かつ、当該期間の開始日の1か月前までに必要事項を公告した場合における当該期間

本号により行使請求が可能な期間を、以下「行使請求期間」という。

(5) その他の本新株予約権の行使の条件

当行が本新株予約権付社債を買入れ、本社債を消却した場合には、当該本社債に係る本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部については、行使することができない。

(6) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

①各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。

②各本新株予約権の行使により交付する当行普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。ただし、本項第(14)号において、「転換価額」は、承継新株予約権（本項第(14)号①に定義する。）の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額をさす。）は、当初、206円とする。ただし、転換価額は本項第(7)号乃至第(10)号に定めるところにより調整されることがある。

(7) ①当行は、本新株予約権付社債の発行後、本号②に掲げる各事由により当行普通株式数に変更を生ずる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「新株発行等による転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

②新株発行等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ)時価（本項第(9)号③に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当行普通株式を引き受ける者を募集する場合。

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の末日とする。以下本項において同じ。）の翌日以降これを適用する。ただし、当行普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

(ロ)当行普通株式の株式分割又は当行普通株式の無償割当てをする場合。

調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当行普通株式の無償割当てについて、当行普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

(ハ)時価を下回る価額をもって当行普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）又は時価を下回る価額をもって当行普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得請求権付株式等」という。）を発行する場合。

調整後の転換価額は、当該取得請求権、取得条項又は新株予約権の全てが当初の条件で行使又は適用されたものとみなして算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当行普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

(ニ)上記(イ)乃至(ハ)にかかわらず、当行普通株式の株主に対して当行普通株式又は取得請求権付株式等を割り当てる場合、当該割当てに係る基準日が当行の株主総会、取締役会その他の機関により当該割当てが承認される日より前の日であるときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。ただし、この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当該承認があった日より後に当行普通株式を交付する。この場合、株式の交付については本項第(18)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額} \right) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (8) ①当行は、本新株予約権付社債の発行後、本号②に定める特別配当を実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」と総称する。）をもって転換価額を調整する。

$$\frac{\text{調整後 転換価額}}{\text{調整前 転換価額}} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株あたり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株あたり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各社債の金額（金100万円）あたりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株あたり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ②「特別配当」とは、下記のいずれかの各事業年度内に到来する各基準日に係る当行普通株式1株あたりの剰余金の配当（配当財産が金銭であるものに限り、会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。）の額に当該基準日時点における各社債の金額（金100万円）あたりの本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が24,270円に当該事業年度に係る下記に定める比率（当行が当行の事業年度を変更した場合には合理的に修正されるものとする。）を乗じた金額を超える場合における当該超過額をいう。

平成26年3月31日に終了する事業年度	1.20
平成27年3月31日に終了する事業年度	1.44
平成28年3月31日に終了する事業年度	1.73
平成29年3月31日に終了する事業年度	2.07
平成30年3月31日に終了する事業年度	2.49
平成31年3月31日に終了する事業年度	2.99

- ③特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

- (9) 転換価額の調整については、以下の規定を適用する。

- ①転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限り、転換価額の調整は行わない。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額から当該差額を差引いた額を使用するものとする。

- ②転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ③転換価額調整式で使用する「時価」は、(イ)新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額を適用する日（ただし、本項第(7)号②(ニ)の場合は当該基準日）、(ロ)特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日、に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ④新株発行等による転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当行普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は当該基準日又はかかる基準日がない場合は調整後の転換価額を適用する日の1か月前の応当日（応当日がない場合には当該日の前月末日とする。）における当行の発行済普通株式数から、当該日における当行の有する当行普通株式の数を控除し、当該転換価額の調整前に本項第(7)号又は第(10)号に基づき交付株式数とみなされた当行普通株式のうち未だ交付されていない当行普通株式の数を加えた数とする。また、当行普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当行の有する当行普通株式に割り当てられる当行普通株式の数を含まないものとする。

- (10) 本項第(7)号乃至第(9)号により転換価額の調整を行う場合以外にも、次に掲げる場合には、当行は、社債管理者と協議のうえ必要な転換価額の調整を行う。

- ①株式の併合、資本金若しくは準備金の額の減少、合併（合併により当行が消滅する場合を除く。）、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。

- ②本号①のほか、当行の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

- ③ 当行普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。
- ④ 金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当が、経済的に特別配当に相当するために転換価額の調整を必要とするとき。
- ⑤ 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生する等、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (11) 本項第(7)号乃至第(10)号により転換価額の調整を行うときは、当行は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要事項を社債管理者に通知し、かつ、適用の日の前日までに必要事項を公告する。ただし、本項第(7)号②(二)の場合その他適用の日の前日までに前記の公告を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- (12) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (13) 本新株予約権の取得事由
取得事由は定めない。
- (14) 当行が組織再編行為を行う場合の承継会社等による本新株予約権付社債の承継
- ① 当行は、当行が組織再編行為を行う場合（ただし、承継会社等の普通株式が当行の株主に交付される場合に限る。）は、第11項第(2)号に基づき本社債の繰上償還を行う場合を除き、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、本号②に定める内容の承継会社等の新株予約権（以下「承継新株予約権」という。）を交付するものとする。この場合、当該組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され（承継会社等に承継された本社債を以下「承継社債」という。）、承継新株予約権は承継社債に付された新株予約権となり、本新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となる。本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。
- ② 承継新株予約権の内容は次に定めるところによる。
- (イ) 承継新株予約権の数
組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。
- (ロ) 承継新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
- (ハ) 承継新株予約権の目的である株式の数の算定方法
行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の金額の合計額を下記(ニ)に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
- (ニ) 承継新株予約権が付された承継社債の転換価額
承継新株予約権が付された承継社債の転換価額は、組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに受領できるように定めるものとする。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権が付された承継社債の転換価額は、本項第(7)号乃至第(10)号に準じた調整を行う。
- (ホ) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権が付された承継社債を出資するものとし、当該承継社債の価額は、本社債の払込金額と同額とする。
- (ヘ) 承継新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為の効力発生日（当行が本項第(4)号④に定める行使請求を停止する期間を定めた場合には、当該組織再編行為の効力発生日又は当該停止期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日）から本項第(4)号に定める本新株予約権の行使請求期間の末日までとする。
- (ト) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
承継新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(チ)その他の承継新株予約権の行使の条件

当行が承継社債を買入れ、承継社債を消却した場合には、当該承継社債に係る承継新株予約権を行使することはできない。各承継新株予約権の一部については、行使することができない。

(リ)承継新株予約権の取得事由

取得事由は定めない。

(15) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第24項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。

(16) ①行使請求しようとする本新株予約権者は、行使請求期間中に、当該本新株予約権者が本新株予約権付社債の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関（以下「直近上位機関」という。）を通じて、行使請求受付場所に行使請求に要する事項として当行の定める事項を通知しなければならない。

②行使請求受付場所に対し行使請求に要する事項を通知した者は、その後これを撤回することができない。

(17) 行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使請求の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。

(18) 当行は、行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する直近上位機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

(19) 当行が単元株式数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行及び社債管理者が協議して必要な措置を講じる。

14. 財務上の特約

本新株予約権付社債には財務上の特約は付されていない。

15. 期限の利益喪失に関する特約

本新株予約権付社債には期限の利益喪失に関する特約は付されていない。

16. 社債管理者に対する定期報告

(1) 当行は、社債管理者にその事業の概況を随時報告し、また、毎事業年度の決算及び剰余金の配当（会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。）については取締役会決議後ただちに書面をもって社債管理者に通知する。当行が、会社法第441条第1項に定められた一定の日における臨時計算書類の作成を行う場合も同様とする。

(2) 当行は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書及びその添付資料の写しを当該事業年度経過後3か月以内に、四半期報告書の写しを当該各期間経過後45日以内（第2四半期の場合のみ60日以内）に社債管理者に提出する。金融商品取引法第24条の4の2に定める確認書及び金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書についても上記各書類の取扱いに準ずる。また、当行が臨時報告書及び訂正報告書を財務局長等に提出した場合には遅滞なくこれを社債管理者に提出する。ただし、当行が、金融商品取引法第27条の30の3に基づき有価証券報告書、四半期報告書又は臨時報告書及びそれらの訂正報告書（添付資料を含み、以下「報告書等」という。）の電子開示手続を行う場合は、これら報告書等を財務局長等に提出した旨の社債管理者への通知をもって社債管理者への報告書等及び前号に規定する書面の提出に代えることができる。

17. 社債管理者に対する通知

(1) 当行は、本新株予約権付社債発行後、社債原簿及び新株予約権原簿に記載すべき事由が生じたとき並びに変更が生じたときは、遅滞なく社債原簿及び新株予約権原簿にその旨の記載を行い、書面をもって社債管理者に通知する。

(2) 当行は、次に掲げる場合には、あらかじめ書面により社債管理者へその旨を通知する。

①当行の事業経営に不可欠な資産を譲渡又は貸与すること。

②当行の事業の全部又は重要な一部の管理を他に委託すること。

③当行の事業の全部又は重要な部分を休止又は廃止すること。

④当行の事業経営に重大な影響を及ぼすような資本金又は準備金の額の減少をすること。

⑤組織変更、合併若しくは会社分割をすること又は株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社になること。

⑥解散を行うこと。

⑦第11項第(2)号又は第(3)号に係る事実を公表すること。

18. 社債管理者の調査権限

(1) 社債管理者は、本社債の社債管理委託契約の定めに従い社債管理者の権限を行使した場合には、当行並びに当行の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、又は自ら又は人を

派遣して当行並びに当行の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等につき調査を行うことができる。

- (2) 前号の場合で、社債管理者が当行並びに当行の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当行は、社債権者の利益保護に必要かつ合理的な範囲内でこれに協力する。

19. 繰上償還の場合の通知及び公告

- (1) 当行が、第11項第(2)号に定める繰上償還をする場合は、償還しようとする日の少なくとも60日前にその旨及び期日その他必要事項を書面で社債管理者に通知する。
- (2) 当行が、第11項第(3)号に定める繰上償還をする場合は、当該公開買付けによる当行普通株式の取得日（第11項第(3)号③ただし書の場合は60日間の末日）から7日以内にその旨及び期日その他必要事項を書面で社債管理者に通知する。
- (3) 当行が、第11項第(4)号に定める繰上償還をする場合は、第11項第(4)号に定める20連続取引日の最終日から7日以内にその旨及び期日その他必要事項を書面で社債管理者に通知する。
- (4) 第11項第(2)号乃至第(4)号に定める繰上償還をする場合の公告は、第20項に定める方法によりこれを行う。

20. 公告の方法

本新株予約権付社債に関して社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除いては、当行の定款所定の電子公告の方法によりこれを行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当行の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙（重複するものがあるときは、これを省略することができる。）への掲載又は社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。また、社債管理者が社債権者のために必要と認めて公告する場合には、社債管理者の定款所定の方法によりこれを行う。

21. 社債要項及び社債管理委託契約証書の公示

当行及び社債管理者は、その本店に本新株予約権付社債の社債要項及び社債管理委託契約証書の謄本を備え置き、その営業時間中一般の閲覧に供する。

22. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本新株予約権付社債の社債権者集会は、本社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債（以下「本種類の社債」という。）の社債権者により組織され、当行又は社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告するものとする。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除き、当行が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、本新株予約権付社債についての社債等振替法第222条第3項の規定による書面を社債管理者に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当行又は社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

23. 払込期日（新株予約権の割当日）

平成26年1月29日

24. 行使請求受付場所

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

25. 振替機関

株式会社証券保管振替機構

26. 償還金の支払

本社債に係る償還金は、社債等振替法及び振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って支払われる。

27. 発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

以 上

株式会社三十三フィナンシャルグループ
120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の内容

株式会社三十三フィナンシャルグループ（以下「当会社」という。）が株式会社三重銀行及び株式会社第三銀行（以下「第三銀行」という。）を株式移転完全子会社とし、当会社を株式移転設立完全親会社とする株式移転（以下「本株式移転」という。）に伴い、第三銀行が発行している株式会社第三銀行120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）（以下「第三銀行新株予約権付社債」という。）の社債要項第13項第（14）号に基づき、第三銀行新株予約権付社債を株式会社三十三フィナンシャルグループ120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）として承継するにあたり、本新株予約権付社債に本要項を適用する。

1. 社債総額 第三銀行新株予約権付社債の社債に係る債務当初金70億円のうち、本株式移転の効力が生じる直前において未償還の金額
2. 各社債の金額 金100万円
3. 社債、株式等の振替に関する法律の適用 本新株予約権付社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受け、振替機関（第25項に定める。以下同じ。）の振替業に係る業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとする。社債等振替法に従い本新株予約権付社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）が新株予約権付社債券の発行を請求することができる場合を除き、本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券は発行されない。社債等振替法に従い本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券が発行される場合、かかる新株予約権付社債券は無記名式とし、本社債権者は、かかる新株予約権付社債券を記名式とすることを請求することはできない。
4. 新株予約権又は社債の譲渡 本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
5. 社債の利率 本社債には利息を付さない。
6. 社債の払込金額（発行価額） 各社債の金額100円につき金100円
7. 社債の発行価格 各社債の金額100円につき金102.5円
8. 社債の償還金額 各社債の金額100円につき金100円
ただし、繰上償還する場合は第11項第(2)号乃至第(4)号に定める金額による。
9. 担保・保証の有無 本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
10. 社債管理者
 - (1) 社債管理者の名称
株式会社みずほ銀行
 - (2) 債権者の異議手続における社債管理者の権限
会社法第740条第2項本文の定めにかかわらず、社債管理者は、同条第1項に掲げる債権者の異議手続において、社債権者集会の決議によらずに本社債権者のために異議を述べることは行わない。
 - (3) 社債管理者の辞任
 - ①社債管理者は、以下に定める場合その他正当な事由がある場合は、社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。
 - (イ)社債管理者と本社債権者との間で利益が相反する又は利益が相反するおそれがある場合。
 - (ロ)社債管理者が、社債管理者としての業務の全部又は重要な業務の一部を休止又は廃止しようとする場合。
 - ②本号①の場合には、当会社並びに社債管理者及び社債管理者の事務を承継する者は、遅滞なくかかる変更によって必要となる手続を行わなければならない。

11. 社債の償還の方法及び期限

(1) 本社債の元金は、平成31年4月30日にその総額を償還する。ただし、繰上償還に関しては本項第(2)号乃至第(4)号に、買入消却に関しては本項第(6)号に定めるところによる。

(2) 組織再編行為による繰上償還

①組織再編行為（本号⑤に定義する。）が当会社の株主総会（株主総会の承認が不要な場合は取締役会）で承認された場合において、当会社が、かかる承認の日（以下「組織再編行為承認日」という。）までに、社債管理者に対し、承継会社等（本号⑥に定義する。以下同じ。）が理由の如何を問わず当該組織再編行為の効力発生日において日本の金融商品取引所における上場会社であることを、当会社としては予定していない旨を記載し、当会社の代表取締役が署名した証明書を交付した場合には、当会社は、償還日（当該組織再編行為の効力発生日又はそれ以前の日とする。ただし、当該組織再編行為の効力発生日が組織再編行為承認日から30日以内に到来する場合には、下記に定める公告を行った日から30日目以降の日とする。）の30日前までに必要事項を公告した上で、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本号②乃至④に従って決定される償還金額（以下「組織再編行為償還金額」という。）で繰上償還する。

②組織再編行為償還金額は、参照パリティ（本号③に定義する。）及び償還日に応じて下記の表（本社債の各社債の金額に対する割合（百分率））として表示する。）に従って決定される。

組織再編行為償還金額（％）

償還日	参照パリティ					
	80	90	100	110	120	130
平成31年1月29日	99.70	100.53	103.81	110.57	120.00	130.00
平成31年4月26日	100.00	100.00	100.00	110.00	120.00	130.00

③「参照パリティ」は、(イ)当該組織再編行為に関して当会社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合には、当会社普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時点で有効な転換価額（第13項第(6)号②に定義する。以下同じ。）で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、会社法に基づき当会社の取締役会において当該組織再編行為の条件（当該組織再編行為に関して支払われ又は交付される対価を含む。）が決議された日（決議の日よりも後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日）の直後の取引日に始まる5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含まない。以下本項において同じ。）の平均値を、当該5連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該5連続取引日において第13項第(7)号、第(8)号若しくは第(10)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当会社普通株式の普通取引の終値の平均値は、社債管理者と協議のうえ合理的に調整されるものとする。本③及び本項第(3)号②において「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が営業している日をいい、当会社普通株式の普通取引の終値が発表されない日を含まない。

④参照パリティ又は償還日が本号②の表に記載されていない場合には、組織再編行為償還金額は、以下の方法により算出される。

(イ)参照パリティが本号②の表の第1行目に記載された2つの値の間の値である場合、又は償還日が本号②の表の第1列目に記載された2つの日付の間の日である場合には、組織再編行為償還金額は、かかる2つの値又はかかる2つの日付に対応する本号②の表中の数値に基づきその双方につきかかる2つの値又はかかる2つの日付の間を直線で補間して算出した数値により算出した数値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。ただし、日付に係る補間については、1年を365日とする。

(ロ)参照パリティが本号②の表の第1行目の右端の値より高い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。

(ハ)参照パリティが本号②の表の第1行目の左端の値より低い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。

ただし、組織再編行為償還金額は、各社債の金額の130%を上限とし、本号②の表及び上記(イ)乃至(ハ)の方法に従って算出された値が130%を超える場合には、組織再編行為償還金額は各社債の金額の130%とする。また、組織再編行為償還金額は、各社債の金額の100%を下限とし、本号②の表及び上記(イ)乃至(ハ)の方法に従って算出された値が100%未満となる場合には、組織再編行為償還金額は各社債の金額の100%とする。

⑤「組織再編行為」とは、当会社が消滅会社となる合併、吸収分割又は新設分割（承継会社等が、本社債に基づく当会社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。）、当会社が他の株式会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転、及びその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当会社の義務が他の株式会社に引き受けられることとなるものを総称している。

⑥「承継会社等」とは、次の(イ)乃至(ヘ)に定める株式会社を総称している。

(イ)合併（合併により当会社が消滅する場合に限る。） 吸収合併存続株式会社又は新設合併設立株式会社

(ロ)吸収分割 吸収分割承継株式会社

(ハ)新設分割 新設分割設立株式会社

(ニ)株式交換 株式交換完全親株式会社

(ホ)株式移転 株式移転設立完全親株式会社

(ヘ)上記(イ)乃至(ホ)以外の日本法上の会社組織再編手続 本社債に基づく当会社の義務を引き受ける株式会社

⑦当会社は、本号①に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取り消すことはできない。

(3) 上場廃止等による繰上償還

①(イ)当会社以外の者（以下「公開買付者」という。）によって、当会社普通株式の保有者に対して金融商品取引法に基づく当会社普通株式の公開買付けがなされ、(ロ)当会社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(ハ)当該公開買付けによる当会社普通株式の取得の結果、当会社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止される可能性があることを当会社又は公開買付者が公表又は認容し（ただし、当会社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当会社が日本の金融商品取引所における上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ(ニ)公開買付者が当該公開買付けにより当会社普通株式を取得した場合には、当会社は、当該公開買付けによる当会社普通株式の取得日（当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。以下同じ。）から15日以内に必要事項を公告した上で、当該公告において指定した償還日（かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本号②に従って決定される償還金額（以下「上場廃止等償還金額」という。）で繰上償還する。

②上場廃止等償還金額は、本項第(2)号記載の組織再編行為償還金額の算出方法と同様の方法により算出される。ただし、参照パリティは、(イ)当該公開買付けの対価が金銭のみである場合には、公開買付期間の末日時点で有効な公開買付価格を、同日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、公開買付期間の末日に終了する5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の終値の平均値を、公開買付期間の末日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該5連続取引日において第13項第(7)号、第(8)号若しくは第(10)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当会社普通株式の普通取引の終値の平均値は、社債管理者と協議のうえ合理的に調整されるものとする。

③本号①にかかわらず、当会社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当会社普通株式の取得日の後に組織再編行為を行う旨の意向を当該公開買付けに係る公開買付期間の末日までに公表した場合には、本号①の規定は適用されない。ただし、当該取得日から60日以内に当該組織再編行為に係る組織再編行為承認日が到来しなかった場合、当会社は、かかる60日間の末日から15日以内に必要事項を公告した上で、当該公告において指定した償還日（かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上場廃止等償還金額で繰上償還する。

④本項第(2)号に定める繰上償還事由及び本号①又は③に定める繰上償還事由の両方が発生した場合には、本社債は本項第(2)号に従って償還されるものとする。ただし、本項第(2)号に定める繰上償還事由が発生した場合において、組織再編行為承認日の前に本号①又は③に基づく公告が行われたときは、本社債は本号に従って償還されるものとする。

⑤当会社は、本号①又は③に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取り消すことはできない。

(4) 120%コールオプション条項

①当会社は、株式会社東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の終値がある20連続取引日（「取引日」とは、株式会社東京証券取引所において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいう。以下同じ。）にわたり、各取引日における当該終値が当該各取引日に適用のある転換価額の120%以上であった場合、金融庁の承認を得た上で平成30年4月2日以降いつでも、当該20連続取引日の最終日から15日以内に必要事項を公告した上で、当該公告において指定した償還日（かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができる。な

お、当社が当社普通株式の株式分割又は当社普通株式に対する当社普通株式の無償割当て（以下本号において「株式分割等」という。）を行う場合、当該株式分割等の基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日の前日とし、基準日又は効力発生日の前日が取引日でない場合は、それらの直前の取引日とする。以下本号において同じ。）の2取引日前の日から当該株式分割等の基準日までの3取引日についての本条項の適用にあたっては、第13項第(7)号②(ロ)の規定にかかわらず、当該各取引日の1か月前の応当日（応当日がない場合には当該各取引日の前月末日とする。）における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した株式数を既発行株式数とし、当該株式分割等により交付されることとなる株式数を交付株式数として、第13項第(7)号①に定める新株発行等による転換価額調整式により算出された転換価額をもって、当該各取引日に適用のある転換価額とする。

②本項第(2)号又は第(3)号①若しくは③に定める繰上償還事由及び本号①に定める繰上償還事由の両方が発生した場合には、本社債は本項第(2)号又は第(3)号に従って償還されるものとする。ただし、本項第(2)号又は第(3)号①若しくは③に定める繰上償還事由が発生した場合において、組織再編行為承認日又は当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の前に本号①に基づく公告が行われたときは、本社債は本号に従って償還されるものとする。

③当社は、本号①に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取り消すことはできない。

(5) 償還すべき日（本項第(2)号乃至第(4)号の規定により本社債を繰上償還する場合には、当該各号に従い公告された償還日を含む。）が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。

(6) 当社は、金融庁の事前承認を得た上で、法令又は振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に別途定められる場合を除き、払込期日（第23項に定める。）の翌日以降いつでも本新株予約権付社債を買入れることができる。買入れた本社債を消却する場合、本新株予約権については第13項第(5)号に従って行使できなくなることにより消滅する。

(7) 本社債の償還については、本項のほか第12項に定める劣後特約に従うものとする。

12. 劣後特約

(1) 本社債の償還は、当社につき破産手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の決定があり、又は日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続若しくはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合には、以下の規定に従って行われる。

①破産の場合

本社債につき定められた元金の弁済期限以前において、当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。
(停止条件)

その破産手続の最後配当のための配当表(更正された場合は、更正後のもの)に記載された配当に加えるべき債権のうち、本社債に基づく債権及び本号①乃至④と実質的に同じ若しくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本号③を除き本号と実質的に同じ条件を付された債権は、本号①乃至④と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除く全ての債権が、各中間配当、最後配当、追加配当、その他法令によって認められる全ての配当によって、その債権額につき全額の満足(配当、供託を含む。)を受けたこと。

②会社更生の場合

本社債につき定められた元金の弁済期限以前において、当社について更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本社債に基づく元金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。
(停止条件)

当社について更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権及び本号①乃至④と実質的に同じ若しくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本号③を除き本号と実質的に同じ条件を付された債権は、本号①乃至④と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

③民事再生の場合

本社債につき定められた元金の弁済期限以前において、当社について再生手続開始の決定がなされた場合、本社債に基づく元金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定が確定したとき、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了したとき、又は再生計画取消の決定が確定したときは、本社債に基づく元金の支払請求権の効力は、再生手続開始決定時に遡って従前の効力に復するものとする。
(停止条件)

当社について再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権及び本号①乃至④と実質的に同じ若しくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本号③を除き本号と

実質的に同じ条件を付された債権は、本号①乃至④と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

④日本法以外による倒産手続の場合

当会社について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続若しくはこれらに準ずる手続が外国において本号①乃至③に準じて行われる場合、本社債に基づく元金の支払請求権の効力は、その手続において本号①乃至③に記載の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本社債に基づく元金の支払請求権の効力は当該条件にかかることなく発生する。

(2) 上位債権者に対する不利益変更の禁止

本要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、上位債権者とは、当会社に対し、本社債に基づく債権及び本項第(1)号①乃至④と実質的に同じ若しくはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本項第(1)号③を除き本項第(1)号と実質的に同じ条件を付された債権は、本項第(1)号①乃至④と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除く債権を有する全ての者をいう。

(3) 劣後特約に反する支払の禁止

本社債に基づく元金の支払請求権の効力が、本項第(1)号①乃至④に従って発生していないにもかかわらず、その元金の全部又は一部が社債権者に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元金を直ちに当会社に返還する。

(4) 相殺禁止

当会社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、民事再生手続開始の決定がなされた場合(ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定が確定したとき、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了したとき、又は再生計画取消の決定が確定したときを除く。)、又は日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続若しくはこれらに準ずる手続が外国において行われている場合には、本項第(1)号①乃至④にそれぞれ規定されている条件が成就されない限りは、本社債に基づく元金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(5) 本項第(1)号の規定により、当会社について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債の元金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

13. 本新株予約権に関する事項

(1) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、本株式移転の効力が生じる直前において残存する第三銀行新株予約権付社債に係る新株予約権と同一の数の本新株予約権を発行する。

(2) 各新株予約権の払込金額

本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類及びその数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当会社普通株式とし、その行使請求により当会社が交付する当会社普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の合計額を当該行使請求の効力発生日に適用のある転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(4) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権付社債の新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)は、平成30年4月2日から平成31年4月25日までの間、いつでも、本新株予約権を行使し、当会社に対して本項第(3)号に定める当会社普通株式の交付を請求することができる。ただし、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。

①当会社普通株式に係る株主確定日及びその前営業日(振替機関の休業日等でない日をいう。以下同じ。)

②振替機関が必要であると認めた日

③第11項第(2)号乃至第(4)号に定めるところにより平成31年4月25日以前に本社債が繰上償還される場合には、当該償還に係る元金が支払われる日の前営業日以降

④組織再編行為において承継会社等の新株予約権が交付される場合で、本新株予約権の行使請求の停止が必要なときは、当会社が、行使請求を停止する期間(当該期間は1か月を超えないものとする。)その他必要事項をあらかじめ書面により社債管理者に通知し、かつ、当該期間の開始日の1か月前までに必要事項を公告した場合における当該期間

本号により行使請求が可能な期間を、以下「行使請求期間」という。

(5) その他の本新株予約権の行使の条件

当会社が本新株予約権付社債を買入れ、本社債を消却した場合には、当該本社債に係る本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部については、行使することができない。

(6) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

①各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。

②各本新株予約権の行使により交付する当会社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。ただし、本項第(14)号において、「転換価額」は、承継新株予約権（本項第(14)号①に定義する。）の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額をさす。）は、当初、2,060円を0.7で除した金額とする。ただし、転換価額は本項第(7)号乃至第(10)号に定めるところにより調整されることがある。

(7) ①当会社は、本号②に掲げる各事由により当会社普通株式数に変更を生ずる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「新株発行等による転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

②新株発行等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ)時価（本項第(9)号③に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当会社普通株式を引き受ける者を募集する場合。

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の末日とする。以下本項において同じ。）の翌日以降これを適用する。ただし、当会社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

(ロ)当会社普通株式の株式分割又は当会社普通株式の無償割当てをする場合。

調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当会社普通株式の無償割当てについて、当会社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

(ハ)時価を下回る価額をもって当会社普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）又は時価を下回る価額をもって当会社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得請求権付株式等」という。）を発行する場合。

調整後の転換価額は、当該取得請求権、取得条項又は新株予約権の全てが当初の条件で行使又は適用されたものとみなして算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

(ニ)上記(イ)乃至(ハ)にかかわらず、当会社普通株式の株主に対して当会社普通株式又は取得請求権付株式等を割り当てる場合、当該割当てに係る基準日が当会社の株主総会、取締役会その他の機関により当該割当てが承認される日より前の日であるときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。ただし、この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当該承認があった日より後に当会社普通株式を交付する。この場合、株式の交付については本項第(18)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額} \right) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (8) ①当会社は、本号②に定める特別配当を実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」と総称する。）をもって転換価額を調整する。

$$\begin{array}{ccccc} \text{調整後} & & \text{調整前} & & \text{時価－1株あたり特別配当} \\ \text{転換価額} & = & \text{転換価額} & \times & \frac{\quad}{\text{時価}} \end{array}$$

「1株あたり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各社債の金額（金100万円）あたりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株あたり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ②「特別配当」とは、(i)平成30年3月31日に終了する事業年度内に到来する基準日に係る第三銀行の普通株式1株あたりの剰余金の配当（配当財産が金銭であるものに限り、会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。）の額に当該基準日時点における第三銀行新株予約権付社債の各社債の金額（金100万円）あたりの第三銀行新株予約権付社債に係る新株予約権の目的である株式の数に乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が24,270円に2.49を乗じた金額を超える場合における当該超過額、又は(ii)平成31年3月31日に終了する事業年度内に到来する基準日に係る当会社の普通株式1株あたりの剰余金の配当（配当財産が金銭であるものに限り、会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。）の額に当該基準日時点における本社債の各社債の金額（金100万円）あたりの本新株予約権の目的である株式の数に乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が24,270円に2.99（当会社が当会社の事業年度を変更した場合には合理的に修正されるものとする。）を乗じた金額を超える場合における当該超過額をいう。

- ③特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

- (9) 転換価額の調整については、以下の規定を適用する。

- ①転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限り、転換価額の調整は行わない。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額から当該差額を差引いた額を使用するものとする。

- ②転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ③転換価額調整式で使用する「時価」は、(イ)新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額を適用する日（ただし、本項第(7)号②(二)の場合は当該基準日）、(ロ)特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日、に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ④新株発行等による転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当会社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は当該基準日又はかかる基準日がない場合は調整後の転換価額を適用する日の1か月前の応当日（応当日がない場合には当該日の前月末日とする。）における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式の数を控除し、当該転換価額の調整前に本項第(7)号又は第(10)号に基づき交付株式数とみなされた当会社普通株式のうち未だ交付されていない当会社普通株式の数を加えた数とする。また、当会社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当会社の有する当会社普通株式に割り当てられる当会社普通株式の数を含まないものとする。

- (10) 本項第(7)号乃至第(9)号により転換価額の調整を行う場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、社債管理者と協議のうえ必要な転換価額の調整を行う。

- ①株式の併合、資本金若しくは準備金の額の減少、合併（合併により当会社が消滅する場合を除く。）、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ②本号①のほか、当会社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ③当会社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。
- ④金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当が、経済的に特別配当に相当するために転換価額の調整を必要とするとき。

- ⑤転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生する等、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (11) 本項第(7)号乃至第(10)号により転換価額の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要事項を社債管理者に通知し、かつ、適用の日の前日までに必要事項を公告する。ただし、本項第(7)号②(二)の場合その他適用の日の前日までに前記の公告を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- (12) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (13) 本新株予約権の取得事由
取得事由は定めない。
- (14) 当会社が組織再編行為を行う場合の承継会社等による本新株予約権付社債の承継
- ①当会社は、当会社が組織再編行為を行う場合（ただし、承継会社等の普通株式が当会社の株主に交付される場合に限る。）は、第11項第(2)号に基づき本社債の繰上償還を行う場合を除き、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、本号②に定める内容の承継会社等の新株予約権（以下「承継新株予約権」という。）を交付するものとする。この場合、当該組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され（承継会社等に承継された本社債を以下「承継社債」という。）、承継新株予約権は承継社債に付された新株予約権となり、本新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となる。本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。
- ②承継新株予約権の内容は次に定めるところによる。
- (イ)承継新株予約権の数
組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。
- (ロ)承継新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
- (ハ)承継新株予約権の目的である株式の数の算定方法
行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の金額の合計額を下記(ニ)に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
- (ニ)承継新株予約権が付された承継社債の転換価額
承継新株予約権が付された承継社債の転換価額は、組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに受領できるように定めるものとする。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権が付された承継社債の転換価額は、本項第(7)号乃至第(10)号に準じた調整を行う。
- (ホ)承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権が付された承継社債を出資するものとし、当該承継社債の価額は、本社債の払込金額と同額とする。
- (ヘ)承継新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為の効力発生日（当会社が本項第(4)号④に定める行使請求を停止する期間を定めた場合には、当該組織再編行為の効力発生日又は当該停止期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日）から本項第(4)号に定める本新株予約権の行使請求期間の末日までとする。
- (ト)承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
承継新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (チ)その他の承継新株予約権の行使の条件
当会社が承継社債を買入れ、承継社債を消却した場合には、当該承継社債に係る承継新株予約権を行使することはできない。各承継新株予約権の一部については、行使することができない。

(リ)承継新株予約権の取得事由

取得事由は定めない。

- (15) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第24項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。
- (16) ①行使請求しようとする本新株予約権者は、行使請求期間中に、当該本新株予約権者が本新株予約権付社債の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関（以下「直近上位機関」という。）を通じて、行使請求受付場所に行使請求に要する事項として当会社の定める事項を通知しなければならない。
- ②行使請求受付場所に対し行使請求に要する事項を通知した者は、その後これを撤回することができない。
- (17) 行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使請求の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。
- (18) 当会社は、行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する直近上位機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
- (19) 当会社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当会社及び社債管理者が協議して必要な措置を講じる。

14. 財務上の特約

本新株予約権付社債には財務上の特約は付されていない。

15. 期限の利益喪失に関する特約

本新株予約権付社債には期限の利益喪失に関する特約は付されていない。

16. 社債管理者に対する定期報告

- (1) 当会社は、社債管理者にその事業の概況を随時報告し、また、毎事業年度の決算及び剰余金の配当（会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。）については取締役会決議後ただちに書面をもって社債管理者に通知する。当会社が、会社法第441条第1項に定められた一定の日における臨時計算書類の作成を行う場合も同様とする。
- (2) 当会社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書及びその添付資料の写しを当該事業年度経過後3か月以内に、四半期報告書の写しを当該各期間経過後45日以内（第2四半期の場合のみ60日以内）に社債管理者に提出する。金融商品取引法第24条の4の2に定める確認書及び金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書についても上記各書類の取扱いに準ずる。また、当会社が臨時報告書及び訂正報告書を財務局長等に提出した場合には遅滞なくこれを社債管理者に提出する。ただし、当会社が、金融商品取引法第27条の30の3に基づき有価証券報告書、四半期報告書又は臨時報告書及びそれらの訂正報告書（添付資料を含み、以下「報告書等」という。）の電子開示手続を行う場合は、これら報告書等を財務局長等に提出した旨の社債管理者への通知をもって社債管理者への報告書等及び前号に規定する書面の提出に代えることができる。

17. 社債管理者に対する通知

- (1) 当会社は、社債原簿及び新株予約権原簿に記載すべき事由が生じたとき並びに変更が生じたときは、遅滞なく社債原簿及び新株予約権原簿にその旨の記載を行い、書面をもって社債管理者に通知する。
- (2) 当会社は、次に掲げる場合には、あらかじめ書面により社債管理者へその旨を通知する。
- ①当会社の事業経営に不可欠な資産を譲渡又は貸与すること。
 - ②当会社の事業の全部又は重要な一部の管理を他に委託すること。
 - ③当会社の事業の全部又は重要な部分を休止又は廃止すること。
 - ④当会社の事業経営に重大な影響を及ぼすような資本金又は準備金の額の減少をすること。
 - ⑤組織変更、合併若しくは会社分割をすること又は株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社になること。
 - ⑥解散を行うこと。
 - ⑦第11項第(2)号又は第(3)号に係る事実を公表すること。

18. 社債管理者の調査権限

- (1) 社債管理者は、本社債の社債管理委託契約の定めに従い社債管理者の権限を行使した場合には、当会社並びに当会社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、又は自ら又は人を派遣して当会社並びに当会社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等につき調査を行うことができる。
- (2) 前号の場合で、社債管理者が当会社並びに当会社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当会社は、社債権者の利益保護に必要かつ合理的な範囲内でこれに協力する。

19. 繰上償還の場合の通知及び公告

- (1) 当会社が、第11項第(2)号に定める繰上償還をする場合は、償還しようとする日の少なくとも60日前にその旨及び期日その他必要事項を書面で社債管理者に通知する。
- (2) 当会社が、第11項第(3)号に定める繰上償還をする場合は、当該公開買付けによる当会社普通株式の取得日(第11項第(3)号③ただし書の場合は60日間の末日)から7日以内にその旨及び期日その他必要事項を書面で社債管理者に通知する。
- (3) 当会社が、第11項第(4)号に定める繰上償還をする場合は、第11項第(4)号に定める20連続取引日の最終日から7日以内にその旨及び期日その他必要事項を書面で社債管理者に通知する。
- (4) 第11項第(2)号乃至第(4)号に定める繰上償還をする場合の公告は、第20項に定める方法によりこれを行う。

20. 公告の方法

本新株予約権付社債に関して社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除いては、当会社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当会社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(重複するものがあるときは、これを省略することができる。)への掲載又は社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。また、社債管理者が社債権者のために必要と認めて公告する場合には、社債管理者の定款所定の方法によりこれを行う。

21. 社債要項及び社債管理委託契約証書の公示

当会社及び社債管理者は、その本店に本新株予約権付社債の社債要項及び社債管理委託契約証書の謄本を備え置き、その営業時間中一般の閲覧に供する。

22. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本新株予約権付社債の社債権者集会は、本社債の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債(以下「本種類の社債」という。)の社債権者により組織され、当会社又は社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告するものとする。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除き、当会社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、本新株予約権付社債についての社債等振替法第222条第3項の規定による書面を社債管理者に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当会社又は社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

23. 払込期日(本新株予約権の割当日)

平成30年4月2日

24. 行使請求受付場所

株主名簿管理人 日本証券代行株式会社

25. 振替機関

株式会社証券保管振替機構

26. 償還金の支払

本社債に係る償還金は、社債等振替法及び振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って支払われる。

27. 発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

以 上

4【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

(1) 株式移転比率

会社名	三重銀行	第三銀行
株式移転比率（普通株式）	1	0.7
株式移転比率（A種優先株式）	—	0.7

(注) 1 株式の割当比率

三重銀行の普通株式1株に対して、当社の普通株式1株を、第三銀行の普通株式1株に対して、当社の普通株式0.7株を割当交付いたします。また、第三銀行のA種優先株式1株に対して、当社の第一種優先株式0.7株を割当交付いたします。なお、当社の単元株式数は100株とする予定であります。

本株式移転により、両行の株主に交付しなければならない当社の普通株式及び第一種優先株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

なお、上記株式移転比率は、本株式移転計画書作成後当社成立日までの間において、株式移転比率に重大な影響を与える事由が新たに発見された場合又は当該事由が生じた場合には、両行で協議のうえ、合意により変更することがあります。

2 当社が交付する新株式数（予定）

普通株式：26,169,144株

上記は、三重銀行の平成29年9月30日時点における普通株式の発行済株式総数（13,483,034株）及び第三銀行の平成29年9月30日時点における普通株式の発行済株式総数（18,435,800株）を前提として算出しております。但し、基準時までに、それぞれが保有する自己株式の全部を消却する予定であるため、三重銀行の平成29年9月30日時点における自己株式数（20,556株）及び第三銀行の平成29年9月30日時点における自己株式数（283,420株）は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。

なお、三重銀行又は第三銀行の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、両行の平成29年9月30日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、当社が交付する新株式数が変動することがあります。

第一種優先株式：4,200,000株

上記は、第三銀行の平成29年9月30日時点におけるA種優先株式の発行済株式総数（6,000,000株）を前提として算出しております。

3 単元未満株式の取扱いについて

本株式移転により、1単元（100株）未満の当社の普通株式（以下、「単元未満株式」といいます。）の割当てを受ける両行の株主につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所及び名古屋証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主は、会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、当社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

(2) 株式移転比率の算定根拠等

① 割当ての内容及び理由

両行は、本基本合意書に基づき、平成30年4月2日を目処に共同株式移転の方式により共同持株会社を設立し経営統合を行うことに向け、統合準備委員会を設置して協議・検討を進めてまいりました。

三重銀行は、本株式移転の対価の公正性その他の本株式移転の公正性を担保するため、三重銀行の第三者算定機関としてSMBC日興証券株式会社（以下、「SMBC日興証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所をそれぞれ選定のうえ、本株式移転に関する検討を開始し、第三者算定機関であるSMBC日興証券から平成29年9月14日付で受領した株式移転比率算定書及びリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所からの法的助言を参考に、三重銀行が第三銀行に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、上記「(1) 株式移転比率」記載の株式移転比率により本株式移転を行うことが妥当であると判断しました。

他方、第三銀行は、本株式移転の対価の公正性その他の本株式移転の公正性を担保するため、第三銀行の第三者算定機関としてみずほ証券株式会社（以下、「みずほ証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所をそれぞれ選定のうえ、本株式移転に関する検討を開始し、第三者算定機関であるみずほ証券から平成29年9月14日付で受領した株式移転比率算定書及びリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの法的助言を参考に、第三銀行が三重銀行に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、上記「(1) 株式移転比率」記載の株式移転比率により本株式移転を行うことが妥当であると判断しました。なお、両行は、第三銀行が発行しているA種優先株式については、同社の普

通株式のような市場価格が存在しないため、普通株式に係る株式移転比率を考慮し、A種優先株式1株につき当社の第一種優先株式0.7株を割当交付することとしたうえで、当社にて新たに発行して割当交付する第一種優先株式の内容は、A種優先株式の発行要項の定めに従い、A種優先株式1株の経済的価値と、当社にて新たに発行する第一種優先株式0.7株の経済的価値とが実質的に同等となるように定められております。

このように、これらの第三者算定機関による算定・分析結果及びリーガル・アドバイザーの助言を参考に、両行それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、両行の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両行間で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、両行は、最終的に上記「(1) 株式移転比率」記載の株式移転比率が妥当であるという判断に至り、平成29年9月15日に開催された両行の取締役会において本株式移転における株式移転比率を決定し、合意いたしました。

② 算定に関する事項

イ. 算定機関の名称及び両行との関係

三重銀行のフィナンシャル・アドバイザー（第三者算定機関）であるSMB C日興証券及び第三銀行のフィナンシャル・アドバイザー（第三者算定機関）であるみずほ証券は、いずれも三重銀行及び第三銀行の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

ロ. 算定の概要

SMB C日興証券は、両行の株式移転比率について、両行が東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を用いて算定を行うとともに、両行とも比較可能な上場会社が複数存在することから類似上場会社比較法による算定を行い、更に、両行より提出された両行の財務予測にもとづく将来キャッシュフローを評価に反映するため、金融機関の評価に広く利用される配当割引モデル法（以下、「DDM法」といいます。）を用いて、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する将来キャッシュフローの現在価値に基づく算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。下記の株式移転比率の算定レンジは、三重銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式を1株割り当てる場合に、第三銀行の普通株式1株に対して割り当てる当社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

	採用手法	株式移転比率の算定レンジ
1	市場株価法	0.68～0.70
2	類似上場会社比較法	0.36～0.62
3	DDM法	0.60～0.85

なお、市場株価法では、平成29年9月14日（以下、「基準日」といいます。）を基準として、基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間の両行の東京証券取引所における各株価終値平均に基づき算定いたしました。

SMB C日興証券は、株式移転比率の算定に際して、両行から提供を受けた情報及び公開情報を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、株式移転比率の算定につき重大な影響を与えることが有り得る情報でSMB C日興証券に対して未開示である情報が存在しないことを前提としております。更に、両行及びそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定、査定、調査（不動産に係る環境調査を含みます。）を行っておらず、第三者機関への鑑定、査定、調査又はその実在性の検証の依頼も行っておりません。SMB C日興証券の株式移転比率の算定は、基準日までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、両行の財務予測その他将来に関する情報については、両行の経営陣により、現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたものであることを前提としております。

なお、SMB C日興証券がDDM法において使用した算定の基礎となる両行の将来の利益計画においては、大幅な増減益を見込んでおりません。

みずほ証券は、両行の株式移転比率について、両行が東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準法による算定を行うとともに、両行とも比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法による算定を行い、更に、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属するキャッシュフローを資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法で、金融機関の評価に広く利用されるDDM法による算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。下記の株式移転比率の算定レンジは、三重銀行の普通株式1株に対して当

社の普通株式を1株割り当てる場合に、第三銀行の普通株式1株に対して割り当てる当社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

	採用手法	株式移転比率の算定レンジ
1	市場株価基準法	0.64～0.70
2	類似企業比較法	0.49～0.75
3	DDM法	0.48～0.79

なお、市場株価基準法では、平成29年9月14日（以下、「基準日」といいます。）を基準として、基準日の株価終値及び基準日までの1週間、1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間の各株価終値平均に基づき算定いたしました。

みずほ証券は、株式移転比率の算定に際して、両行から提供を受けた情報及び公開情報を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両行及びそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への依頼も行っておりません。みずほ証券の株式移転比率の算定は、基準日までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、両行の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、両行の経営陣により、現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたものであることを前提としております。なお、みずほ証券がDDM法において使用した算定の基礎となる両行の将来の利益計画においては、大幅な増減益を見込んでおりません。

③ フェアネス・オピニオンの取得

三重銀行は、SMB C日興証券から平成29年9月14日付にて、本株式移転における株式移転比率は、三重銀行の普通株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。また、三重銀行は、本株式移転の検討に関する助言その他本株式移転の実現に向けた支援を受けるため、大和証券株式会社（以下、「大和証券」といいます。）を独立した財務アドバイザーとして起用し、平成29年9月14日付にて、本株式移転における株式移転比率は、三重銀行の普通株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。なお、三重銀行の財務アドバイザーである大和証券は、三重銀行の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

第三銀行はみずほ証券から平成29年9月14日付にて、本株式移転における株式移転比率は、第三銀行の株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。

5【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行（交付）される有価証券との相違】

(1) 自己株式の取得

当社の定款には、「会社法第459条の規定により、取締役会の決議によって、同法第160条第1項の規定による決定をする場合以外の場合における同法第156条第1項各号に掲げる事項を定め、自己の株式を取得することができる」旨の定めが置かれる予定であります。これに対して、三重銀行及び第三銀行の定款には同様の定めはありません。

(2) 優先株式の発行

当社の定款には、第一種優先株式に係る定めが置かれる予定であります。第一種優先株式の内容については、前記「第一部 組織再編成に関する情報」の「第1 組織再編成の概要」の「3 組織再編成に係る契約」の「(2) 株式移転計画の内容」の「別紙1 株式会社三十三フィナンシャルグループ 定款」の「第3章 優先株式」をご参照ください。

(3) 単元未満株式を有する株主の権利

当社の定款には、「株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる」旨の定めが置かれる予定であります。これに対して、第三銀行の定款には同様の定めはありません。

6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

(1) 組織再編成対象会社の株式に関する取扱い

① 買取請求権の行使の方法について

三重銀行

三重銀行の普通株式の株主が、その有する三重銀行の普通株式につき、三重銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成29年12月15日に開催された臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を三重銀行に対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、三重銀行が、上記臨時株主総会の決議の日（平成29年12月15日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

第三銀行

第三銀行の普通株式の株主が、その有する第三銀行の普通株式につき、第三銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成29年12月15日に開催された臨時株主総会及び第三銀行の普通株式の株主による種類株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を第三銀行に対し通知し、かつ、上記臨時株主総会及び種類株主総会において本株式移転に反対し、第三銀行が、上記臨時株主総会及び種類株主総会の決議の日（平成29年12月15日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

第三銀行のA種優先株式の株主が、その有する第三銀行のA種優先株式につき、第三銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成29年12月15日に開催された第三銀行のA種優先株式の株主による種類株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を第三銀行に対し通知し、かつ、上記種類株主総会において本株式移転に反対し、第三銀行が、上記種類株主総会の決議の日（平成29年12月15日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係るA種優先株式の数を明らかにして行う必要があります。

② 議決権の行使の方法について

三重銀行

三重銀行の普通株式の株主による議決権の行使の方法としては、平成29年12月15日に開催された臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、三重銀行の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、三重銀行に提出する必要があります。）。また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もあります。

郵送による議決権の行使は、上記臨時株主総会に関する招集通知に同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、三重銀行に平成29年12月14日午後5時までに到達するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書面に各議案の賛否の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

インターネットによる議決権の行使は、議決権行使ウェブサイト（<http://www.e-sokai.jp>）にアクセスし、上記議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」を利用のうえ、画面の案内に従って平成29年12月14日午後5時までに各議案に対する賛否を入力することが必要となります。機関投資家については、上記に加え、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」を利用することも可能です。

なお、郵送とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱います。また、インターネットによって、複数回、又は、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、法定の通知期限までに、三重銀行に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、三重銀行は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

第三銀行

第三銀行の普通株式の株主による議決権の行使の方法としては、平成29年12月15日に開催された臨時株主総会及び第三銀行の普通株式の株主による種類株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、第三銀行の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該臨時株主総会又は種類株主総会に関する代理権を証明する書面を、第三銀行に提出する必要があります。）。また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もあります。

郵送による議決権の行使は、上記臨時株主総会に関する招集通知に同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、第三銀行に平成29年12月14日午後5時40分までに到達するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書面に各議案の賛否の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

インターネットによる議決権の行使は、議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net>) にアクセスし、上記議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」を利用のうえ、画面の案内に従って平成29年12月14日午後5時40分までに各議案に対する賛否を入力することが必要となります。機関投資家については、上記に加え、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」を利用することも可能です。

なお、郵送とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱います。また、インターネットによって、複数回、又は、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、上記臨時株主総会及び種類株主総会ともに、法定の通知期限までに、第三銀行に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、第三銀行は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

第三銀行のA種優先株式の株主による議決権の行使の方法としては、法令及び定款のほか、当該種類株主総会の招集の決定において定めるところによることとなります。

③ 組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される当社の普通株式は、基準時における両行の最終の株主名簿に記載又は記録された両行の普通株式の株主に割り当てられます。両行の普通株式の株主は、自己の三重銀行又は第三銀行の普通株式が記録されている振替口座に、当社の普通株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることになります。

本株式移転によって発行される当社の第一種優先株式は、基準時における第三銀行の最終の株主名簿に記載又は記録された第三銀行のA種優先株式の株主に割り当てられます。第三銀行のA種優先株式に係る株主についての株主名簿記載事項が、当社の第一種優先株式に係る株主名簿に記載又は記録されることとなります。

(2) 組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

① 新株予約権の買取請求権の行使の方法について

三重銀行

三重銀行は、本報告書提出日現在において、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

第三銀行

本株式移転に際し、第三銀行が発行している株式会社第三銀行120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）に付された新株予約権以外の新株予約権については、当該新株予約権の内容に基づき、本株式移転に係る当社の設立日の前日までに、発行済みの新株予約権の全てを無償で取得し、これを消却いたします。

また、株式会社第三銀行120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）に付された新株予約権については、当該新株予約権1個に対して、当社の株式会社三十三フィナンシャルグループ120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）に付された新株予約権1個を割当て交付するとともに、株式会社第三銀行120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）に係る社債債務については当社が承継いたします。かかる当社の株式会社三十三フィナンシャルグループ120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）に付された新株予約権の内容は、株式会社第三銀行120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行要項第13項第(14)号（「第1 組織再編成の概要 3 組織再編成に係る契約 (2) 株式移転計画の内容 別紙3」をご参照ください。）に定める新株予約権付社債の承継に関する規定に従い、株式会社第三銀行120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）1個の経済的価値と、当社による承継後の株式会社三十三フィナンシャルグループ120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）1個の経済的価値とが実質的に同等となるように定められております。

② 当該組織再編成によって発行される新株予約権の受取方法について

当社は、当社の新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券を発行いたしませんので、特段の手続は不要です。

7【組織再編成に関する手続】

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、①株式移転計画、②会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、③会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、④三重銀行においては第三銀行の、第三銀行においては三重銀行の最終事業年度に係る計算書類等の内容、⑤第三銀行においては、会社法第810条の規定により株式移転について異議を述べることができる債権者がある場合の本株式移転効力発生日以後における当社の債務の履行の見込みに関する事項を記載した書面を、両行の本店に平成29年11月30日よりそれぞれ備え置いております。その他に、⑥三重銀行又は第三銀行の最終事業年度の末日後に会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたとき、又は上記書面の備置の開始日以降、本株式移転効力発生日までの間に上記書面の記載事項に変更が生じたときは、その内容を記載した書面を追加で備え置くことといたします。

①の書類は、平成29年9月15日開催の両行の取締役会において承認された本株式移転計画であります。②の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに本株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類であります。③の書類は、第三銀行の新株予約権付社債に付された新株予約権者の有する新株予約権に代えて交付する当社の新株予約権の内容及び数又はその算定方法が相当であることを説明した書類であります。④の書類は、三重銀行又は第三銀行の平成29年3月期の計算書類等に関する書類であります。⑤の書類は、本株式移転において、第三銀行が発行している新株予約権付社債に係る社債債務を当社が承継することに伴い、当社が当該承継する社債債務について、本株式移転の効力発生日以後に履行する見込みがあることを説明した書面であります。⑥の書類は、三重銀行又は第三銀行の平成29年3月期の末日後に、会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたとき、又は上記①、②、③及び⑤の書面の備置開始後、本株式移転効力発生日までの間に同書面の記載事項に変更が生じたときに備え置かれるものであり、当該事象又は変更内容を記載した書面であります。

これらの書類は、両行のそれぞれの本店で閲覧することができます。

(2) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

平成29年9月15日（金）	本経営統合契約書及び本株式移転計画書に係る取締役会決議日（両行） 本経営統合契約書の締結及び本株式移転計画書の作成（両行）
平成29年9月15日（金）	臨時株主総会に係る基準日の公告日（三重銀行） 臨時株主総会並びに普通株主による種類株主総会及びA種優先株主による種類株主総会に係る基準日の公告日（第三銀行）
平成29年9月30日（土）	臨時株主総会に係る基準日（三重銀行） 臨時株主総会並びに普通株主による種類株主総会及びA種優先株主による種類株主総会に係る基準日（第三銀行）
平成29年12月15日（金）	株式移転計画承認に係る臨時株主総会（三重銀行） 株式移転計画承認に係る臨時株主総会並びに普通株主による種類株主総会及びA種優先株主による種類株主総会（第三銀行）
平成30年3月27日（火）（予定）	株式会社第三銀行120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の東京証券取引所上場廃止日（第三銀行）
平成30年3月28日（水）（予定）	普通株式の東京証券取引所及び名古屋証券取引所上場廃止日（両行）
平成30年4月2日（月）（予定）	当社設立登記日（効力発生日）並びに当社株式及び当社の株式会社三十三フィナンシャルグループ120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）上場日

但し、今後手続を進める中で、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、両行で協議のうえ、合意により日程を変更する場合があります。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法 三重銀行

三重銀行の普通株式の株主が、その有する三重銀行の普通株式につき、三重銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成29年12月15日に開催された臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を三重銀行に対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、三重銀行が、上記臨時株主総会の決議の日（平成29年12月15日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

第三銀行

第三銀行の普通株式の株主が、その有する第三銀行の普通株式につき、第三銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成29年12月15日に開催された臨時株主総会及び第三銀行の普通株式の株主による種類株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を第三銀行に対し通知し、かつ、上記臨時株主総会及び種類株主総会において本株式移転に反対し、第三銀行が、上記臨時株主総会及び種類株主総会の決議の日（平成29年12月15日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

第三銀行のA種優先株式の株主が、その有する第三銀行のA種優先株式につき、第三銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成29年12月15日に開催された第三銀行のA種優先株式の株主による種類株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を第三銀行に対し通知し、かつ、上記種類株主総会において本株式移転に反対し、第三銀行が、上記種類株主総会の決議の日（平成29年12月15日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係るA種優先株式の数を明らかにして行う必要があります。

第三銀行の新株予約権付社債に付された新株予約権については、本株式移転計画における会社法第773条第1項第9号又は第10号に掲げる事項についての定めが、当該新株予約権に係る同法第236条第1項第8号の条件（同号ホに関するものに限り、）に合致するため、会社法第808条第1項の規定により、新株予約権買取請求権が発生しません。

第2【統合財務情報】

1. 当社

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において財務情報はありません。

2. 組織再編成後の当社

上記のとおり、当社には本報告書提出日現在において財務情報はありませんが、両行の最近連結会計年度の主要な経営指標である「連結経常収益」、「連結経常利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」を合算すると、以下のとおりとなります。もっとも、以下の数値は、単純な合算値に過ぎず、監査法人の監査証明を受けていない記載でありますことにご留意ください。また、「連結経常収益」、「連結経常利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」以外の指標等については、単純な合算を行うことも困難であり、また、単純に合算を行うと却って投資家の判断を誤らせるおそれがありますことから、合算は行っておりません。

連結経常収益（百万円）	70,285
連結経常利益（百万円）	10,820
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	6,842

3. 組織再編成対象会社

当社の完全子会社となる両行の最近連結会計年度に係る主要な経営指標等については、それぞれ以下のとおりであります。

(1) 三重銀行

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等の推移

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
		(自 平成24年 4月1日 至 平成25年 3月31日)	(自 平成25年 4月1日 至 平成26年 3月31日)	(自 平成26年 4月1日 至 平成27年 3月31日)	(自 平成27年 4月1日 至 平成28年 3月31日)	(自 平成28年 4月1日 至 平成29年 3月31日)
連結経常収益	百万円	33,724	32,812	33,302	32,874	32,721
連結経常利益	百万円	4,337	4,411	5,105	5,705	4,931
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	2,536	2,594	3,891	3,677	3,548
連結包括利益	百万円	12,108	5,535	15,897	2,228	3,357
連結純資産額	百万円	99,422	103,639	118,136	119,290	121,795
連結総資産額	百万円	1,782,491	1,870,815	1,916,135	1,943,624	1,981,186
1株当たり純資産額	円	717.93	752.34	868.25	8,788.70	8,978.11
1株当たり当期純利益金額	円	18.83	19.26	28.88	273.07	263.55
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	5.42	5.41	6.10	6.08	6.10
連結自己資本利益率	%	2.78	2.62	3.55	3.12	2.96
連結株価収益率	倍	11.89	11.99	9.51	7.32	8.91
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	54,917	75,295	15,480	27,092	△5,539
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△52,509	8,710	△35,830	13,090	△10,546
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△2,032	△3,014	△948	△1,140	△7,935
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	23,978	104,970	83,672	122,715	98,693
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	1,269 [619]	1,271 [590]	1,289 [550]	1,322 [523]	1,342 [509]

(注) 1 三重銀行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式がないので記載しておりません。

3 平成28年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しましたが、平成27年度の期首に当該株式併合を実施したと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

4 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末非支配株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 第三銀行

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等の推移

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
		(自 平成24年 4月1日 至 平成25年 3月31日)	(自 平成25年 4月1日 至 平成26年 3月31日)	(自 平成26年 4月1日 至 平成27年 3月31日)	(自 平成27年 4月1日 至 平成28年 3月31日)	(自 平成28年 4月1日 至 平成29年 3月31日)
連結経常収益	百万円	41,467	42,544	39,873	39,582	37,563
連結経常利益	百万円	3,791	6,886	7,380	6,554	5,889
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	1,996	4,494	4,149	3,744	3,293
連結包括利益	百万円	11,037	2,265	15,387	△696	1,220
連結純資産額	百万円	100,097	100,628	114,466	112,492	112,447
連結総資産額	百万円	1,889,549	1,916,088	1,962,848	2,023,835	2,022,017
1株当たり純資産額	円	369.22	369.40	441.98	4,290.08	4,271.20
1株当たり当期純利益金額	円	8.59	22.54	20.70	185.14	161.87
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	5.78	12.24	10.87	98.28	83.50
自己資本比率	%	5.15	5.08	5.63	5.34	5.33
連結自己資本利益率	%	2.48	6.06	5.07	4.23	3.76
連結株価収益率	倍	20.93	8.02	9.12	8.10	10.26
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	8,151	23,725	6,887	48,506	778
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	10,315	△2,113	△2,976	△9,970	12,681
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△2,290	5,043	△1,235	△2,313	△7,104
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	55,053	81,707	84,381	120,602	126,956
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	1,582 〔517〕	1,529 〔576〕	1,511 〔603〕	1,493 〔625〕	1,473 〔603〕

(注) 1 第三銀行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 自己資本比率は、（期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末非支配株主持分）を期末資産の部の合計で除して算出しております。

3 平成28年10月1日付で普通株式及びA種優先株式について、10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、平成27年度の期首に当該株式併合を実施したと仮定して算出しております。

第3【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約】

該当事項はありません。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

前記「第一部 組織再編成に関する情報 第2 統合財務情報」記載のとおりであります。

2【沿革】

- 平成29年9月15日 両行は、両行の株主総会の承認及び関係当局の許認可等を得られることを前提として、本株式移転により共同で当社を設立することについて合意に達し、両行取締役会において本株式移転に係る株式移転計画書の作成及び経営統合契約書の締結を決議いたしました。
- 平成29年12月15日 三重銀行は、その臨時株主総会において、両行が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両行がその完全子会社となることについて決議いたしました。
- 平成29年12月15日 第三銀行は、その臨時株主総会並びに普通株主による種類株主総会及びA種優先株主による種類株主総会において、両行が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両行がその完全子会社となることについて決議いたしました。
- 平成30年4月2日 両行が株式移転の方法により当社を設立する予定であります。また、当社の普通株式を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場する予定であります。

なお、完全子会社となる両行の沿革につきましては、両行の有価証券報告書（三重銀行については平成29年6月23日提出、第三銀行については平成29年6月26日提出）をご参照ください。

3【事業の内容】

当社は、銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びそれに付帯する業務を行う予定であります。

また、当社の完全子会社となる両行の平成29年3月期連結会計年度末日（平成29年3月31日）時点における事業の内容は以下のとおりであります。

(1) 三重銀行

三重銀行及び三重銀行の関係会社は、三重銀行及び連結子会社5社で構成され、銀行業務を中心に、リース業務、信用保証業務等の金融サービスに係る事業を行っております。

三重銀行及び三重銀行の関係会社の事業に係る位置づけは次のとおりであります。

[銀行業]

三重銀行グループでは銀行業務を中核業務と位置づけ、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、国債・投資信託・保険の密販、社債の受託及び登録業務等を行っております。一貫した堅実経営により、資産の健全性維持、収益力強化に努めるとともに、地域経済の発展に貢献しております。

[リース業]

子会社の三重銀総合リース株式会社においてリース業務を行っております。

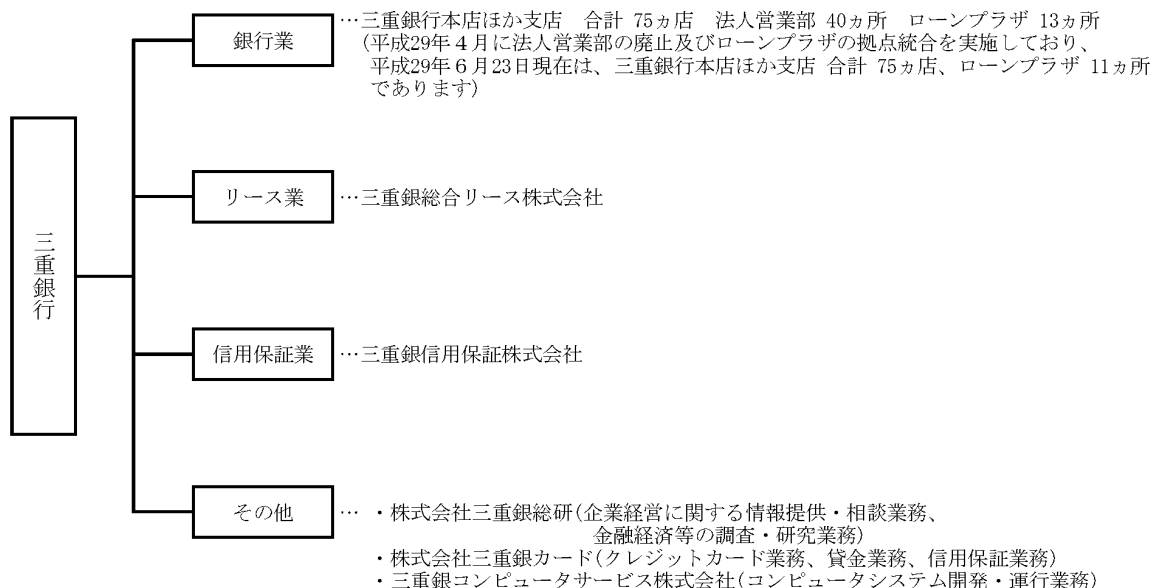
[信用保証業]

子会社の三重銀信用保証株式会社において信用保証業務を行っております。

[その他]

上記の業務以外に、株式会社三重銀総研において企業経営に関する情報提供・相談業務、金融経済等に関する調査・研究業務を、株式会社三重銀カードにおいてクレジットカード業務、貸金業務、信用保証業務を、三重銀コンピュータサービス株式会社においてコンピュータシステムの開発・運行業務を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



(2) 第三銀行

第三銀行及び第三銀行の関係会社は、第三銀行及び連結子会社6社で構成され、銀行業を中心に、リース業、その他の金融サービスに係る事業を行っております。

第三銀行及び第三銀行の関係会社の事業に係る位置づけは次のとおりであります。

〔銀行業〕

第三銀行の本店ほか支店等において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務などを中心に、高度化・多様化するお客様のニーズに応えることにより、地域金融機関として地域社会に奉仕し、お客様に信頼され、親しまれる銀行になることを目指しており、第三銀行グループの中核と位置づけております。

〔リース業〕

三重リース株式会社においては、総合リース業務を行っております。

〔その他〕

三銀ビジネス・サービス株式会社においては、主に現金整理業務等を行っております。

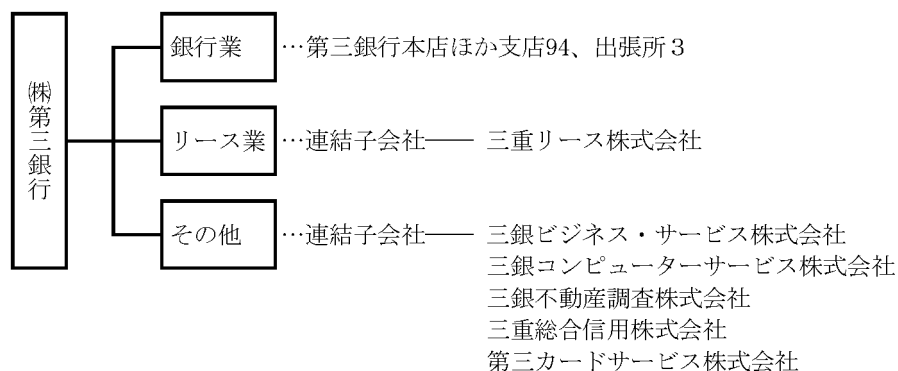
三銀コンピューターサービス株式会社においては、計算受託業務を行っております。

三銀不動産調査株式会社においては、担保不動産評価業務を行っております。

三重総合信用株式会社においては、信用保証業務を行っております。

第三カードサービス株式会社においては、クレジットカード業務を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となる両行それぞれの関係会社の状況につきましては、前記「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 1 組織再編成の目的等」記載の「(2) 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係 ① 上場申請会社の企業集団の概要 ロ. 上場申請会社の企業集団の概要」をご参照ください。

5【従業員の状況】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、未定であります。

(2) 連結会社

当社の完全子会社となる両行の平成29年3月期連結会計年度末日（平成29年3月31日）における従業員の状況につきましては、それぞれ以下のとおりであります。

① 三重銀行

平成29年3月31日現在

セグメントの名称	銀行業	リース業	信用保証業	その他	合計
従業員数（人）	1,232 [483]	21 [5]	7 [8]	82 [13]	1,342 [509]

（注）1 従業員数は、執行役員20人を含み、嘱託及び臨時従業員496人を含んでおりません。

2 臨時従業員数は、[] 内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

② 第三銀行

平成29年3月31日現在

セグメントの名称	銀行業	リース業	その他	合計
従業員数（人）	1,386 [544]	18 [5]	69 [54]	1,473 [603]

（注）1 従業員数は、執行役員、嘱託及び臨時従業員773人を含んでおりません。

2 臨時従業員数は、[] 内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(3) 労働組合の状況

① 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

② 連結会社

当社の完全子会社となる両行の本報告書提出日までの1年間における労働組合の状況につきましては、それぞれ以下のとおりであります。

三重銀行

三重銀行の従業員組合は、三重銀行従業員組合と称し、平成29年3月31日現在における組合員数は983人です。労使間においては特記すべき事項はありません。

第三銀行

第三銀行の従業員組合は、第三銀行従業員組合及び第三銀行労働組合と称し、平成29年3月31日現在における組合員数は第三銀行従業員組合4人、第三銀行労働組合1,049人です。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両行の業績等の概要につきましては、両行の有価証券報告書（三重銀行については平成29年6月23日提出、第三銀行については平成29年6月26日提出）、三重銀行の四半期報告書（平成29年7月28日、平成29年11月10日及び平成30年2月5日提出）及び第三銀行の四半期報告書（平成29年8月10日、平成29年11月22日及び平成30年2月13日提出）をご参照ください。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両行は、銀行業における業務の特殊性のため、該当事項はありません。

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両行の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等につきましては、両行の有価証券報告書（三重銀行については平成29年6月23日提出、第三銀行については平成29年6月26日提出）、三重銀行の四半期報告書（平成29年7月28日、平成29年11月10日及び平成30年2月5日提出）及び第三銀行の四半期報告書（平成29年8月10日、平成29年11月22日及び平成30年2月13日提出）をご参照ください。

4【事業等のリスク】

当社は本報告書提出日現在において設立されておきませんが、本株式移転に関連し、当社グループの経営統合に係るリスクとして、下記(1)のリスクが想定されます。さらに、当社は本株式移転により両行の完全親会社となるため、当社の設立後は本報告書提出日現在における両行の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなり得ることが想定されます。両行の事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクはそれぞれ下記(2)及び(3)のとおりであります。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本報告書提出日現在において判断したものであります。

(1) 経営統合に関するリスク

① 株式移転に係る手続等

本株式移転に係る手続は、本報告書提出日において終了しておらず、今後予定通り進まない可能性があり、加えて、本株式移転は、一定の承認、報告、書類の提出及び条件の充足といった様々な条件（銀行法上必要な手続を履行することを含みますが、それらに限られません。）に服していることから、国内外の規制当局が、本株式移転を停止又は遅延させることにより本株式移転の期待効果を減殺し、又は計画通りの完了を困難にする条件を付した場合には、本株式移転が予定した通りに完了せず、又は全く実現しない可能性があり、かかる事態が発生した場合には、当社グループ又は三重銀行グループ（三重銀行及び連結子会社。以下同じ。）若しくは第三銀行グループ（第三銀行及び連結子会社。以下同じ。）の財政状態及び業績に重大な悪影響を及ぼすおそれがあります。

② 経営統合効果

当初期待した統合効果を十分に発揮できないことにより、結果として当社グループの財政状態及び業績に重大な悪影響を及ぼすおそれがあります。統合効果の十分な発揮を妨げる要因として以下が考えられますが、これらに限られません。

- ・ サービス・商品開発の遅れ、顧客との関係悪化、対外的信用の低下、効果的な人員・営業拠点配置の遅延、営業戦略の不統一を含む様々な要因により収益面における統合効果が実現できない可能性。
- ・ 当社グループの経営統合に伴うサービス、商品、業務及び情報システム、営業拠点並びに従業員の再配置等により想定外の追加費用が発生する可能性。
- ・ 当社グループの資産及び貸出債権等に関する会計基準、引当金計上方針、内部統制、並びに情報開示の方針及び手続その他の基準を統一することによって、追加の与信関係費用その他の費用や損失が発生する可能性。

(2) 三重銀行の事業等のリスク

① 信用リスク(不良債権等に関するリスク)

三重銀行は堅実な貸出運営に努めておりますが、一定の不良債権を抱えております。三重銀行は厳正な審査体制に加えて、不良債権のオフバランス化、貸倒引当金の計上をはじめ、不良債権に対する処置や対応を進めております。景気の動向、不動産価格及び株価の変動、三重銀行融資先の経営状況の変動等によっては、三重銀行の不良債権及び与信関係費用は増加するおそれがあり、その結果、業績、財務内容に悪影響を及ぼし、自己資本の減少につながる可能性があります。

② 市場リスク

イ. 債券価格下落リスク

三重銀行は国債をはじめ、債券を保有しております。金利が大幅に上昇した場合、債券価格の下落によって評価損が発生し、三重銀行の業績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

ロ. 株価下落リスク

三重銀行は市場性のある株式を保有しております。株価が大幅に下落した場合、保有有価証券に減損又は評価損が発生し、三重銀行の業績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

ハ. 為替リスク

三重銀行は外貨建て投資を行っております。円高となった場合、三重銀行の外貨建て投資の財務諸表上の価値が減少し、三重銀行の業績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

③ 金利リスク

金利変動により、資金の調達金利の上昇が運用利回りの上昇を上回るなど利鞘が縮小し、三重銀行の業績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

④ 流動性リスク

三重銀行の資金繰りに関して、格付けの低下や市場環境の悪化等により必要な資金が確保できなくなる場合や、通常よりも著しく高い金利による資金調達を余儀なくされる場合に、三重銀行の業績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

⑤ オペレーショナルリスク

イ. 事務リスク

三重銀行は預金、融資、為替等の各種銀行取引に際し、事務手順を定めた事務規定を整備しておりますが、職員が正確な事務を怠ったり、事故や不正を起こしたりすることにより損失を被るおそれがあります。

ロ. システムリスク

三重銀行は銀行業務を行うために、複数のコンピュータシステムを稼働させております。こうしたコンピュータシステムの停止又は誤作動等の障害や、コンピュータが不正に使用されることにより損失を被るおそれがあります。

ハ. その他のリスク

a 災害により損失を被るリスク

三重銀行の主要な営業地盤である三重県、愛知県地域は東海地震、東南海地震等将来予想される地震災害を受ける可能性の高い地域を含んでおります。こうした大規模な地震災害が発生した場合や、台風等の自然災害の被害を受けた場合に、営業の一時休止を余儀なくされたり、店舗等の損壊による多額の損失、営業体制の復旧のための支出又は設備投資を余儀なくされたりする可能性があります。また、災害に起因する三重銀行取引先の業況悪化、被災による損害の発生等による信用リスクの増加を通じて三重銀行の業績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

b 深刻な感染症の流行によるリスク

深刻な感染症の流行により、営業の一部縮小を余儀なくされ、営業機会を逸失する可能性があります。また、それに起因する経済の停滞により、三重銀行取引先の業況が悪化し、三重銀行の業績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

c 風評リスク

三重銀行は経営情報を積極的に開示しておりますが、取引先、投資家、報道機関、インターネット等を通じて、三重銀行に対する悪評、信用不安につながる噂等が広まった場合、風評の内容、対処の方法によっては、流動性リスクを誘発し、資金繰りに支障をきたしたり、預金が減少すること等により、三重銀行の業績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

d 法務リスク

三重銀行は銀行法をはじめ、現時点における様々な法令等(法律、政令、省令、規則、関係当局のガイドライン、政策、実務慣行等を含みます)の規制に従って、業務を遂行しております。将来におけるこれら法令等の変更、並びにそれらに伴って発生する事態が、三重銀行の業務遂行や業績等に悪影響を及ぼすおそれがあります。しかし、発生する影響の具体的な内容について予測することは困難であり、三重銀行がコントロールするものではありません。

e 自己資本比率に関するリスク

三重銀行は海外営業拠点を有しておりませんので、連結自己資本比率及び単体自己資本比率を「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第19号)に定められる国内基準(4%)以上に維持しなければなりません。

三重銀行の連結自己資本比率(国内基準)は十分な水準を維持しておりますが、何らかの要因により要求される水準を下回った場合には、金融庁長官から、業務の全部又は一部の停止等を含む様々な命令を受けることとなります。

三重銀行の自己資本比率に影響を与える要因には以下のものが含まれます。

- ・不良債権処理に際して生じる与信関係費用の増加
- ・債務者の信用力の悪化に際して生じる与信関係費用の増加
- ・保有有価証券の価値の低下に伴う減損額の発生
- ・自己資本比率の基準及び算定方法の変更

f 地域経済の低迷に伴うリスク

三重銀行は三重県北中部、愛知県西部を主要な営業地盤としております。したがって、これら主要な営業地盤の経済状況が低迷した場合、取引先の業況悪化等を通じて信用リスクが増加し、業績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

g 競争に伴うリスク

近年日本の金融制度は大幅に規制が緩和されてきており、これに伴い他業種、他業態を交えた競争が激化してきております。三重銀行がこうした競争的な事業環境において競争優位を得られない場合、三重銀行の業績及び財務内容に悪影響を及ぼすおそれがあります。

h 業務範囲の拡大に伴うリスク

三重銀行は法令その他の条件の許す範囲内で、伝統的な銀行業務以外の分野に業務範囲を広げてきております。例えば、投資信託・保険販売、金融商品仲介業への参入等、業務を拡充してきております。このような業務範囲の拡大に伴い、三重銀行は新たなかつ複雑なリスクにさらされます。また、業務範囲の拡大が予想通りに進展しない場合、又は熾烈な競争により当該業務の収益性が悪化した場合、三重銀行の業務範囲拡大への取組みが奏功しないおそれがあります。

i 三重銀行のビジネス戦略が奏功しないリスク

三重銀行は収益力増強のために様々なビジネス戦略を実施しておりますが、以下に述べるものをはじめとする様々な要因によりこれらの戦略が奏功しないか、当初想定していた結果をもたらさない可能性があります。

- ・企業の銀行借入ニーズが低迷し、貸出ボリュームの増大が進まないこと
- ・競争激化により、コストに見合った適正な貸出金利の確保ができないこと
- ・競争状況又は市場環境により、三重銀行が目指している手数料収入の増大が期待通りの結果をもたらさないこと
- ・経費削減等の効率化を図る戦略が期待通りに進まないこと

j 年金債務に関するリスク

三重銀行の年金資産の時価が下落した場合、三重銀行の年金資産の運用利回りが低下した場合、又は予定給付債務を計算する前提となる数理上の前提・仮定に変更があった場合には、三重銀行の業績に悪影響を及ぼすおそれがあります。年金制度の変更があった場合には、未認識の過去勤務費用が発生する可能性があります。金利環境の変動その他の要因により、年金の未積立債務及び年間積立額が増加し、三重銀行の業績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

⑥ 法令等遵守について

三重銀行はコンプライアンスを経営の最重要課題と位置づけ、法令やルールの実行を徹底しておりますが、法令等遵守状況が不十分であること等により、お客さまの信頼を失墜し、損失を被るおそれがあります。

⑦ 顧客保護等について

三重銀行はお客さまへの十分な商品説明、個人情報の保護等に万全を期すべく、顧客保護等管理態勢の充実に努めておりますが、お客さまへの説明不足、個人情報の漏洩等により、お客さまの信頼を失墜し、損失を被るおそれがあります。

(3) 第三銀行の事業等のリスク

① リスク管理体制

第三銀行は、取締役会で決議されたリスク管理の基本方針（リスク・マネージメント・トータル・プラン）に、信用リスク、市場関連リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク、法務リスク等各種リスクの管理についての基本方針を定め、その方針に従って、課題の抽出、対応策の検討実施等を行っていく体制を整備するなど、リスク管理体制の強化に努めております。

具体的には、リスク管理機関として頭取を委員長とした役付取締役を中心に構成される「リスク管理委員会」と、その下部組織として各関連部長からなる「リスク管理小委員会」を設置しています。さらに「リスク管理小委員会」の下部組織として、信用リスク、市場関連リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク、法務リスクの6つのリスク管理執行グループを設け、各種リスクについて各管理担当部署を定め適正な管理を実施しております。これらを総合的に管理するため管理方針及び管理規定を定めるとともに、総合的なリスク管理部署としてリスク統括部を設置し、銀行全体のリスクを管理・統合する体制を整備しています。

② 第三銀行が対応すべきリスク

第三銀行が管理すべき重要なリスクを挙げると、次の6つのリスクがあります。

イ. 信用リスク……取引先が倒産等により債務を履行できなくなるリスクです。

ロ. 市場関連リスク…金利や為替、株式などで相場等の市場リスク要因が変動することにより、金融商品の時価が変動するリスクです。

ハ. 流動性リスク……手許資金が減少し、取引の決済に支障をきたすようなリスクと、市場環境の急激な変化などにより、資産のポートフォリオを迅速かつ適正な価格で保有したり、解消することができないリスクです。

ニ. 事務リスク……事務処理上のミスや事故等のトラブルから生じるリスクです。

ホ. システムリスク…コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等システムの不備等により被るリスク、さらにコンピュータが不正に利用されることにより被るリスクです。

ヘ. 法務リスク……法令等違反、各種取引上の法律関係における不確実性、解釈の相違及び不完全な認識により損失を被るリスクです。

③ リスクの顕在化による財務面への影響

上記リスクが顕在化した場合には、第三銀行の財務の状態に次のような影響を及ぼす可能性があります。

イ. 信用リスク

a 不良債権の状況

第三銀行は不良債権を抱えておりますが、不良債権の縮小を図るため、償却、引当の強化、オフバランス化の促進等組織をあげて取り組んでおります。しかしながら、日本の景気の動向、不動産価格の変動及び第三銀行融資先の経営状況の変動等によって、第三銀行の不良債権及び与信関係費用は増加するおそれがあり、その結果、業績及び財務状態に悪影響を及ぼし、自己資本の減少につながる可能性があります。

b 貸倒引当金の状況

第三銀行は、貸出先の状況、差し入れられた担保の価値及び経済全体に関する前提・見積りに基づいて、貸倒引当金を計上しておりますが、実際の貸倒れが貸倒引当金計上時点における前提・見積りを上回り、貸倒引当金が不十分となるおそれがあります。また、経済、景気全般の悪化により設定した前提・見積りを変更せざるを得なくなり、あるいは担保価値の下落その他の予想し得ない理由により、第三銀行が貸倒引当金の積み増しをせざるを得なくなるおそれがあります。

ロ. 市場関連リスク

第三銀行は、国債等を中心として株式を含む有価証券への投資業務を行っておりますので、第三銀行の業績及び財務状態はこのような投資業務に伴うリスクにさらされております。リスクとしては、金利、為替レート、株価及び債券相場の変動等があげられます。例えば、金利が急上昇した場合、第三銀行が保有する国債をはじめとする債券ポートフォリオの価値に悪影響を与えるとともに自己資本比率の低下を招くおそれもあります。

ハ．流動性リスク

悪質な風評が発生し短期間に大量の預金が払い出されることにより、手許資金が不足し取引の決済に支障をきたしたり、あるいは市場環境の急激な変化などにより、資産のポートフォリオを迅速かつ適正な価格で保有したり解消することができない場合、予期しない資金調達費用が発生することにより、第三銀行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

ニ．事務リスク

事務処理やシステム上のトラブルから、予期しない損失、費用が発生することにより、第三銀行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

ホ．システムリスク

自行や他行のコンピュータの故障によるトラブルから、予期しない損失、費用が発生することにより、第三銀行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

ヘ．法務リスク

法律に反する行為、不適切な内容の契約の締結等から、経済的損失が発生することにより、第三銀行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

④ その他のリスク

上記6つの重要なリスクに加え、第三銀行には財務面に影響を与えるリスクとして次のようなリスクがあります。

イ．自己資本比率に係るリスク

第三銀行は海外営業拠点を有しておりませんので、連結自己資本比率及び単体自己資本比率を「銀行法第14条の2の規定に基づき銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第19号）に定められた国内基準である4%以上に維持しなければなりません。

第三銀行の自己資本比率が要求される水準を下回った場合は、金融庁長官から、業務の全部または一部の停止等を含む様々な命令を受けることとなり、第三銀行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。なお、第三銀行の自己資本比率に影響を与える要因には、第三銀行が管理すべき6つのリスクの顕在化による影響以外に、次の事項が考えられます。

- a 繰延税金資産の算出における予測・仮定と実際の結果との乖離が発生する状況
- b 自己資本比率の基準及び算定方法の変更
- c その他の不利益な展開

ロ．繰延税金資産に関わるリスク

繰延税金資産は、様々な予測・仮定に基づき、将来の課税所得を合理的かつ保守的に見積もって計算していますが、実際の結果が前提とした予測・仮定と異なる場合があります。その結果、繰延税金資産の一部、または全部が回収できないと判断された場合、繰延税金資産は減額され、第三銀行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。また、法人税率が引き下げられた場合、繰延税金資産の減額が生じ、短期的には第三銀行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

ハ．退職給付債務に関わるリスク

年金資産の運用利回りが低下した場合や、予定給付債務計算の前提となる保険数理上の前提・仮定に変更があった場合などには、退職給付費用が増加し、第三銀行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

ニ．規制変更に関わるリスク

第三銀行は、銀行法をはじめ、現時点の法令・規制等に従い業務を遂行しておりますが、将来的に、法律・規制等の変更が行われた場合、第三銀行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

ホ．風評リスク

市場や顧客の間で、第三銀行に対する否定的な風評が流布された場合、資金調達が困難になるなど、第三銀行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

ヘ．営業基盤とする地域経済が低迷するリスク

第三銀行は、東海・近畿地域を主たる営業基盤としております。そのため、これらの地域経済が低迷した場合には、取引先の信用状況の悪化や担保価値の低下等により信用コストが増加し、第三銀行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

ト．災害等のリスク

大規模な地震や台風等の自然災害により建物等が損壊する等の想定外の被害を受けた場合、あるいは新型インフルエンザ等の感染力の強い疫病の流行により業務運営に支障が生じた場合には、第三銀行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

チ．格付低下のリスク

第三銀行では、外部格付機関による格付を取得しておりますが、格付が引き下げられた場合、資本や資金調達において条件の悪化等が生じ、第三銀行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

リ．公的資金に伴うリスク

第三銀行は、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」に基づき公的資金による資本増強を行っており、これに伴い「経営強化計画」を金融庁に提出しておりますが、特定の目標値に対する実績が一定水準に達していない場合等には、金融庁から業務改善命令等の措置を受ける可能性があります。

また、公的資金である優先株式が普通株式に転換された場合、第三銀行の発行済み普通株式数が増加することにより既発行普通株式の希薄化が生じる可能性があります。

ヌ．情報漏洩に関わるリスク

第三銀行は、情報管理に関する諸規程を定め、態勢の整備を行うとともに役職員に対する教育、セキュリティ対策といった情報漏洩防止策を講じております。しかしながら、役職員及び委託先の人為的ミス・事故等や外部者の不正アクセス等により、お客様に関する情報が外部に漏洩した場合、お客様からの損害賠償請求や社会的信用の失墜などにより、第三銀行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

ル．業務の外部委託によるリスク

第三銀行は、様々な業務を外部委託するにあたり、外部委託に関する諸規程を定め、委託先の選定及び監督を適切に行うように努めておりますが、委託先において重要な業務の遂行に支障を来す事態が発生した場合、第三銀行の業務運営に支障を来し、財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

ヲ．金融犯罪の発生に関わるリスク

キャッシュカードの偽造、盗難をはじめとする金融犯罪が少なからず発生しております。第三銀行ではＩＣキャッシュカードの発行等セキュリティ強化に努めておりますが、金融犯罪の高度化等から、その対策費用や被害を受けたお客様への補償等により、第三銀行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両行のその他の経営上の重要な契約等につきましては、両行の有価証券報告書（三重銀行については平成29年6月23日提出、第三銀行については平成29年6月26日提出）、三重銀行の四半期報告書（平成29年7月28日、平成29年11月10日及び平成30年2月5日提出）及び第三銀行の四半期報告書（平成29年8月10日、平成29年11月22日及び平成30年2月13日提出）をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要」をご参照ください。

6【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両行の研究開発活動につきましては、両行の有価証券報告書（三重銀行については平成29年6月23日提出、第三銀行については平成29年6月26日提出）、三重銀行の四半期報告書（平成29年7月28日、平成29年11月10日及び平成30年2月5日提出）及び第三銀行の四半期報告書（平成29年8月10日、平成29年11月22日及び平成30年2月13日提出）をご参照ください。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両行の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析につきましては、両行の有価証券報告書（三重銀行については平成29年6月23日提出、第三銀行については平成29年6月26日提出）、三重銀行の四半期報告書（平成29年7月28日、平成29年11月10日及び平成30年2月5日提出）及び第三銀行の四半期報告書（平成29年8月10日、平成29年11月22日及び平成30年2月13日提出）をご参照ください。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社

当社の完全子会社となる両行の設備投資等の概要につきましては、両行の有価証券報告書（三重銀行については平成29年6月23日提出、第三銀行については平成29年6月26日提出）、三重銀行の四半期報告書（平成29年7月28日、平成29年11月10日及び平成30年2月5日提出）及び第三銀行の四半期報告書（平成29年8月10日、平成29年11月22日及び平成30年2月13日提出）をご参照ください。

2【主要な設備の状況】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社

当社の完全子会社となる両行の主要な設備の状況につきましては、両行の有価証券報告書（三重銀行については平成29年6月23日提出、第三銀行については平成29年6月26日提出）、三重銀行の四半期報告書（平成29年7月28日、平成29年11月10日及び平成30年2月5日提出）及び第三銀行の四半期報告書（平成29年8月10日、平成29年11月22日及び平成30年2月13日提出）をご参照ください。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社

① 三重銀行

設備投資については、ソフトウェア及び事務機械等であり、平成29年9月末時点において計画中的重要な設備の新設等は次のとおりであります。

なお、平成29年9月末時点において計画中的重要な設備の除却・売却に重要なものはありません。

新設、改修

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調 達方法	着手 年月	完了予定 年月
						総額	既支払額			
三重 銀行	本部	三重県 四日市市	—	銀行業	システム関連	794	88	自己資金	—	—
三重 銀行	各店	三重県 四日市市	—	銀行業	事務機械等	107	69	自己資金	—	—

(注) 1 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

2 システム関連の主なものは平成30年10月末までに完了予定であります。

3 事務機械等は平成30年3月末までに完了予定であります。

② 第三銀行

平成29年9月末時点において計画中的重要な設備の新設、除却等はありません。

第4【上場申請会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

平成30年4月2日時点の当社の状況は以下のとおりとなる予定であります。

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	70,000,000
第一種優先株式	70,000,000
計	70,000,000

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	26,169,144 (注) 1、2、3	東京証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市場第一部	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。(注) 4
第一種優先株式	4,200,000	非上場	(注) 5
計	30,369,144	—	—

(注) 1 普通株式は、銀行法その他の法令に定める関係官庁の許認可等を条件として、本株式移転に伴い発行する予定であります。

2 三重銀行の普通株式の発行済株式総数13,483,034株（平成29年9月30日時点）、第三銀行の普通株式の発行済株式総数18,435,800株（平成29年9月30日時点）に基づき、本株式移転の株式移転比率を勘案して算出しております。但し、当該株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両行協議の上、変更することがあります。なお、両行は、基準時までに、それぞれが保有する自己株式の全部を消却することを予定しているため、平成29年9月30日時点で三重銀行が保有する自己株式20,556株、同日時点で第三銀行が保有する自己株式283,420株は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、三重銀行又は第三銀行の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、両行の平成29年9月30日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、当社が交付する新株式数が変動することがあります。

3 両行は、当社の普通株式について、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に新規上場申請を行う予定であります。

4 振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

5 当社の定款が定める第一種優先株式の内容については、「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 3 組織再編成に係る契約 (2) 株式移転計画の内容 別紙1 株式会社三十三フィナンシャルグループ 定款 第3章 優先株式」をご参照ください。

(2) 【新株予約権等の状況】

第三銀行が発行した株式会社第三銀行120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）に付された新株予約権は、本株式移転の日をもって消滅し、同日付で当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付いたします。当社が交付する新株予約権の内容は以下のとおりであります。

株式会社三十三フィナンシャルグループ120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）

区分	株式移転効力発生日現在 (平成30年4月2日)
新株予約権の数（個）	6,989個（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	該当事項はありません。（注）3
新株予約権の行使期間	平成30年4月2日～ 平成31年4月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加 する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めると ころに従って算出された資本金等増加限度額に0.5 を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生 ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増 加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より 増加する資本金の額を減じた額とする。（注）4
新株予約権の行使の条件	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項	会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定め により本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡す ることはできない。
代用払込みに関する事項	（注）6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）7
新株予約権付社債の残高（百万円）	6,989百万円（注）8

（注）1 平成29年9月30日現在の株式会社第三銀行120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）に付された新株予約権の個数であります。当社は、本株式移転に際し、株式会社第三銀行120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）に付された新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権付社債に付された新株予約権1個に代わり、基準時に当該新株予約権者が有する当該新株予約権の合計と同数の株式会社三十三フィナンシャルグループ120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）に付された新株予約権1個を交付するものであります。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までに株式会社第三銀行120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）に付された新株予約権の行使等により変動の可能性があります。

2 「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 3 組織再編成に係る契約 (2) 株式移転計画の内容 別紙4 株式会社三十三フィナンシャルグループ120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行要項第13項第(3)号」をご参照ください。

3 「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 3 組織再編成に係る契約 (2) 株式移転計画の内容 別紙4 株式会社三十三フィナンシャルグループ120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行要項第13項第(6)号乃至第(11)号」をご参照ください。

4 「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 3 組織再編成に係る契約 (2) 株式移転計画の内容 別紙4 株式会社三十三フィナンシャルグループ120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行要項第13項第(12)号」をご参照ください。

5 「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 3 組織再編成に係る契約 (2) 株式移転計画の内容 別紙4 株式会社三十三フィナンシャルグループ120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行要項第13項第(5)号」をご参照ください。

- 6 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。
- 7 「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 3 組織再編成に係る契約 (2) 株式移転計画の内容 別紙4 株式会社三十三フィナンシャルグループ120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行要項第13項第(14)号」をご参照ください。
- 8 株式会社第三銀行120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）について、第三銀行が当社の成立日の前日の最終の当該新株予約権付社債の社債権者に対し負担する社債債務の金額になります。本報告書提出日において未確定であるため、平成29年9月30日現在の株式会社第三銀行120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の残高を記載しております。なお、新株予約権付社債の残高は、本株式移転の効力発生日までに株式会社第三銀行120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）に付された新株予約権の行使があった場合、当該残高から当該新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に係る社債の金額が減額されます。

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成30年4月2日現在の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定であります。

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成30年 4月2日	普通株式 26,169,144 (予定) 第一種優先株式 4,200,000 (予定)	普通株式 26,169,144 (予定) 第一種優先株式 4,200,000 (予定)	10,000	10,000	2,500	2,500

(注) 普通株式

三重銀行の普通株式の発行済株式総数13,483,034株(平成29年9月30日時点)、第三銀行の普通株式の発行済株式総数18,435,800株(平成29年9月30日時点)に基づき、本株式移転の株式移転比率を前提として算出しております。但し、当該株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両行協議の上、変更することがあります。なお、両行は、基準時まで、それぞれが保有する自己株式の全部を消却することを予定しているため、平成29年9月30日時点で三重銀行が保有する自己株式20,556株、同日時点で第三銀行が保有する自己株式283,420株は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、三重銀行又は第三銀行の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、両行の平成29年9月30日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、当社が交付する新株式数が変動することがあります。

第一種優先株式

第三銀行の平成29年9月30日時点におけるA種優先株式の発行済株式総数(6,000,000株)を前提として算出しております。

(5) 【所有者別状況】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において所有者はおりません。

なお、当社の完全子会社となる両行の所有者別状況については、以下のとおりであります。

- ① 三重銀行
普通株式

平成29年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	1	37	28	341	131	—	4,180	4,718	—
所有株式数 (単元)	173	28,751	3,633	55,071	19,485	—	26,891	134,004	82,634
所有株式数 の割合(%)	0.13	21.45	2.71	41.10	14.54	—	20.07	100	—

(注) 三重銀行の自己株式20,556株は「個人その他」に205単元、「単元未満株式の状況」に56株含まれております。

② 第三銀行
普通株式及びA種優先株式

平成29年9月30日現在

区分		株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
		政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
						個人以外	個人			
普通株式	株主数（人）	—	57	28	909	88	1	6,719	7,802	—
	所有株式数（単元）	—	86,064	4,377	38,125	13,036	4	42,046	183,652	70,600
	所有株式数の割合（％）	—	46.86	2.38	20.76	7.10	0.00	22.90	100	—
Ａ種優先株式	株主数（人）	—	1	—	—	—	—	—	1	—
	所有株式数（単元）	—	60,000	—	—	—	—	—	60,000	—
	所有株式数の割合（％）	—	100	—	—	—	—	—	100	—

（注）1 第三銀行の自己株式283,420株は、「個人その他」に2,834単元、「単元未満株式の状況」に20株含まれております。

2 「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

当社は新設会社ですので、本報告書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となる三重銀行及び第三銀行の平成29年9月30日現在の株主データに基づき、平成30年4月2日時点で想定される大株主の状況は以下のとおりであります。

① 普通株式

平成30年4月2日現在（予定）

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（％）
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社（信託口）	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,678,480	6.41
銀泉株式会社	東京都千代田区九段南3丁目9番15号	1,062,652	4.06
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社（信託口4）	東京都中央区晴海1丁目8番11号	812,150	3.10
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	776,531	2.96
第三銀行職員持株会	三重県松阪市京町510番地	555,069	2.12
三重銀行従業員持株会	三重県四日市市西新地7番8号	447,392	1.70
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	445,863	1.70
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社（信託口9）	東京都中央区晴海1丁目8番11号	401,620	1.53
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社（信託口）	東京都港区浜松町2丁目11番3号	377,500	1.44
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	349,860	1.33
計	—	6,907,117	26.39

(注) 1 三重銀行の普通株式の発行済株式総数13,483,034株（平成29年9月30日時点）、第三銀行の普通株式の発行済株式総数18,435,800株（平成29年9月30日時点）に基づき、本株式移転の株式移転比率を勘案して作成しております。

2 株式移転比率

三重銀行の普通株式1株につき当社の普通株式1株を、第三銀行の普通株式1株につき当社の普通株式0.7株を割当交付いたします。

3 両行は、基準時までにそれぞれが保有する自己株式の全部を消却することを予定しているため、平成29年9月30日時点で三重銀行が保有する自己株式20,556株、同日時点で第三銀行が保有する自己株式283,420株は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。

4 三重銀行又は第三銀行の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、両行の平成29年9月30日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、当社が交付する新株式数が変動することがあります。

② 第一種優先株式

平成30年4月2日現在（予定）

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（％）
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内3丁目4番2号	4,200,000	100.00
計	—	4,200,000	100.00

(注) 1 第三銀行の平成29年9月30日時点におけるA種優先株式の発行済株式総数（6,000,000株）を前提として算出しております。

2 株式会社整理回収機構所有の第一種優先株式は、議決権を有していません。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において所有者はありません。

なお、当社の完全子会社となる両行の平成29年9月30日現在の議決権の状況は以下のとおりであります。

三重銀行

平成29年9月30日現在

区 分	株式数(株)	議決権の数(個)	内 容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 20,500	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 13,379,900	133,799	同 上
単元未満株式	普通株式 82,634	—	1 単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	13,483,034	—	—
総株主の議決権	—	133,799	—

(注) 1 上記の「単元未満株式」欄の普通株式には、三重銀行所有の自己株式56株が含まれております。

2 上記は、平成29年9月30日現在の情報であり、当社の設立日までに変動することがあります。

第三銀行

平成29年9月30日現在

区 分	株式数(株)	議決権の数(個)	内 容
無議決権株式	A種優先株式 6,000,000	—	(注) 1
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 283,400	—	権利内容に何ら限定のない第三銀行における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 18,081,800	180,818	同 上
単元未満株式	普通株式 70,600	—	同 上
発行済株式総数	24,435,800	—	—
総株主の議決権	—	180,818	—

(注) 1 A種優先株式の内容は、第三銀行の有価証券報告書(平成29年6月26日提出)の「第4 提出会社の状況

1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ② 発行済株式 (注) 2、3、4、5」をご参照ください。

2 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が100株含まれております。

また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権が1個含まれております。

3 「単元未満株式」の欄には、第三銀行所有の自己株式が20株含まれております。

4 上記は、平成29年9月30日現在の情報であり、当社の設立日までに変動することがあります。

②【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である平成30年4月2日時点において、当社の自己株式を保有しておりません。

なお、当社の完全子会社となる両行の平成29年9月30日現在の自己株式については、以下のとおりであります。

三重銀行

平成29年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社三重銀行	三重県四日市市西新地7番8号	20,500	—	20,500	0.15
計	—	20,500	—	20,500	0.15

第三銀行

平成29年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社第三銀行	三重県松阪市京町510番地	283,400	—	283,400	1.15
計	—	283,400	—	283,400	1.15

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

3【配当政策】

配当の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、内部留保資金の使途につきましては、当社が新設会社であるため、未定であります。

また、最近事業年度の配当決定に当たっての考え方につきましては、当社は本株式移転により平成30年4月2日に設立予定であるため、本報告書提出日現在において決算期を迎えておらず、該当事項はありません。

配当の決定機関につきましては、当社は、期末配当は株主総会の決議とし、中間配当は取締役会の決議によるものとする予定であります。

当社の剰余金の配当の基準日は、期末配当については毎年3月31日、中間配当については毎年9月30日とする旨を定款で定める予定であります。

4【株価の推移】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両行の株価の推移は以下のとおりであります。

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

① 三重銀行 普通株式

回次	第201期	第202期	第203期	第204期	第205期
決算年月	平成25年 3 月	平成26年 3 月	平成27年 3 月	平成28年 3 月	平成29年 3 月
最高 (円)	244	246	303	298	2,580 (218)
最低 (円)	162	192	212	183	1,920 (171)

(注) 1 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2 平成28年6月24日開催の第204期定時株主総会決議により、平成28年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施しております。第205期の株価については、株式併合後の最高・最低株価を記載し、株式併合前の最高・最低株価は()にて記載しております。

② 第三銀行 普通株式

回次	第104期	第105期	第106期	第107期	第108期
決算年月	平成25年 3 月	平成26年 3 月	平成27年 3 月	平成28年 3 月	平成29年 3 月
最高 (円)	196	189	213	205	1,910 (183)
最低 (円)	132	144	163	133	1,610 (140)

(注) 1 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2 平成28年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したため、第108期の株価については当該株式併合後の最高・最低株価を記載し、()内に当該株式併合前の最高・最低株価を記載しております。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

① 三重銀行 普通株式

月別	平成29年 7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月
最高 (円)	2,560	2,568	2,634	2,756	2,727	2,643
最低 (円)	2,436	2,391	2,415	2,577	2,420	2,502

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

② 第三銀行 普通株式

月別	平成29年 7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月
最高 (円)	1,749	1,758	1,862	1,920	1,919	1,909
最低 (円)	1,691	1,678	1,583	1,800	1,725	1,772

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5【役員の状況】

平成30年4月2日に就任を予定している当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

男性12名 女性一名 (役員のうち女性の比率－%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する三重銀行の普通株式数 (2) 所有する第三銀行の普通株式数 (3) 割り当てられる当社の普通株式数
取締役 会長 (代表 取締役)		岩間 弘	昭和29年9月13日生	昭和52年4月 株式会社第三銀行入行 平成10年1月 同行石薬師支店長 平成12年6月 同行亀山支店長 平成15年6月 同行総合企画部長 平成16年6月 同行執行役員総合企画部長 平成19年6月 同行取締役兼執行役員総合企画部長 平成22年6月 同行常務取締役兼執行役員 平成24年6月 同行取締役頭取兼執行役員(現職)	(注) 2	(1) 普通株式 0株 (2) 普通株式 12,000株 (3) 普通株式 8,400株
取締役 社長 (代表 取締役)		渡辺 三憲	昭和29年11月29日生	昭和53年4月 株式会社住友銀行(現 株式会社三井住友銀行)入行 平成16年4月 株式会社三井住友銀行執行役員 平成20年4月 同行常務執行役員 平成23年4月 同行取締役兼専務執行役員 平成25年5月 株式会社三重銀行顧問 平成25年6月 同行副頭取執行役員 平成25年6月 同行取締役副頭取兼副頭取執行役員 平成27年4月 同行取締役頭取(現職)	(注) 2	(1) 普通株式 8,300株 (2) 普通株式 0株 (3) 普通株式 8,300株
取締役		谷川 憲三	昭和17年12月13日生	昭和40年4月 大蔵省入省 昭和59年6月 国際金融局企画課長 昭和60年6月 近畿財務局総務部長 平成元年7月 青森県副知事 平成4年6月 関東財務局長 平成5年7月 公営企業金融公庫理事 平成9年3月 株式会社第三銀行顧問 平成9年6月 同行専務取締役 平成12年6月 同行取締役副頭取 平成13年6月 同行取締役頭取 平成20年6月 同行取締役会長 平成24年5月 同行取締役会長兼頭取 平成24年6月 同行取締役会長(現職)	(注) 2	(1) 普通株式 0株 (2) 普通株式 12,900株 (3) 普通株式 9,030株
取締役		種橋 潤治	昭和25年7月22日生	昭和48年4月 株式会社住友銀行(現 株式会社三井住友銀行)入行 平成14年6月 株式会社三井住友銀行執行役員 平成16年1月 同行常務執行役員 平成16年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員 平成17年6月 同社取締役 平成18年4月 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員 平成20年5月 株式会社三重銀行顧問 平成20年6月 同行取締役副頭取兼副頭取執行役員 平成21年4月 同行取締役頭取 平成27年4月 同行取締役会長(現職)	(注) 2	(1) 普通株式 21,300株 (2) 普通株式 0株 (3) 普通株式 21,300株
取締役		井口 篤	昭和30年11月8日生	昭和53年4月 株式会社第三銀行入行 平成17年6月 同行リスク管理部長 平成20年6月 同行営業本部営業企画部長 平成21年6月 同行執行役員営業本部営業企画部長 平成22年6月 同行執行役員総合企画部長 平成24年6月 同行取締役兼執行役員総合企画部長 平成25年6月 同行常務取締役兼執行役員(現職)	(注) 2	(1) 普通株式 0株 (2) 普通株式 7,900株 (3) 普通株式 5,530株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する三重銀行の普通株式数 (2) 所有する第三銀行の普通株式数 (3) 割り当てられる当社の普通株式数
取締役		山本 隆司	昭和32年3月27日生	昭和54年4月 株式会社三重銀行入行 平成15年11月 同行総務部長 平成19年4月 同行執行役員総務部長 平成21年4月 同行執行役員人事部長 平成22年4月 同行常務執行役員人事部長 平成24年6月 同行取締役兼常務執行役員人事部長 平成25年4月 同行取締役兼常務執行役員 平成26年6月 同行常務取締役兼常務執行役員 平成27年6月 同行取締役兼常務執行役員 平成28年4月 同行取締役兼専務執行役員(現職)	(注) 2	(1) 普通株式 4,400株 (2) 普通株式 0株 (3) 普通株式 4,400株
取締役		藤田 隆弘	昭和32年9月14日生	昭和55年4月 株式会社第三銀行入行 平成10年1月 同行戸田支店長 平成13年10月 同行平田駅前支店長 平成19年6月 同行営業本部営業企画部長 平成22年6月 同行執行役員システム企画部長 平成24年6月 同行取締役兼執行役員システム企画部長 平成26年6月 同行取締役兼執行役員事務統括部長 平成27年6月 同行常務取締役兼執行役員融資本部長(現職)	(注) 2	(1) 普通株式 0株 (2) 普通株式 8,000株 (3) 普通株式 5,600株
取締役		堀内 浩樹	昭和38年11月14日生	昭和61年4月 株式会社三重銀行入行 平成23年4月 同行市場金融部長 平成25年11月 同行総合企画部長 平成26年4月 同行執行役員総合企画部長 平成29年4月 同行常務執行役員総合企画部長(現職)	(注) 2	(1) 普通株式 2,000株 (2) 普通株式 0株 (3) 普通株式 2,000株
取締役 (監査等 委員)		坂本 康隆	昭和34年4月23日生	昭和57年4月 株式会社第三銀行入行 平成13年10月 同行千里支店長 平成21年8月 同行桑名支店長 平成25年6月 同行執行役員経営戦略プロジェクトリーダー 平成26年8月 同行執行役員営業本部副本部長 平成27年6月 同行取締役兼執行役員事務統括部長 平成28年6月 同行取締役監査部長(現職)	(注) 3	(1) 普通株式 0株 (2) 普通株式 4,900株 (3) 普通株式 3,430株
取締役 (監査等 委員)		藤原 信義	昭和20年1月22日生	昭和43年4月 富士製鐵株式会社(現 新日鐵住金株式会社) 入社 平成9年6月 新日本製鐵株式会社(現 新日鐵住金株式会 社)取締役 平成13年4月 同社常務取締役 平成17年4月 同社代表取締役副社長 平成19年6月 山陽特殊製鋼株式会社代表取締役社長 平成24年6月 株式会社三重銀行社外取締役(現職) 平成24年6月 山陽特殊製鋼株式会社取締役相談役 平成25年6月 同社相談役	(注) 3	(1) 普通株式 1,100株 (2) 普通株式 0株 (3) 普通株式 1,100株
取締役 (監査等 委員)		野呂 昭彦	昭和21年8月28日生	昭和58年12月 衆議院議員(平成8年9月まで、連続4期) 平成2年2月 厚生政務次官 平成12年5月 松阪市長(平成15年2月退任) 平成15年4月 三重県知事(平成23年4月退任) 平成29年6月 株式会社第三銀行社外取締役 (監査等委員)(現職)	(注) 3	(1) 普通株式 0株 (2) 普通株式 0株 (3) 普通株式 0株
取締役 (監査等 委員)		古川 典明	昭和29年10月1日生	昭和59年4月 公認会計士登録(現職) 昭和59年9月 税理士登録(現職) 昭和60年10月 古川典明公認会計士事務所創設(現職) 昭和61年10月 株式会社古川経営総合研究所 (現 株式会社ミッドランド経営) 代表取締役(現職) 平成24年6月 株式会社三重銀行社外監査役(現職) 平成24年9月 ミッドランド税理士法人代表社員(現職)	(注) 3	(1) 普通株式 500株 (2) 普通株式 0株 (3) 普通株式 500株
合計						(1) 普通株式 37,600株 (2) 普通株式 45,700株 (3) 普通株式 69,590株

- (注) 1 取締役（監査等委員）藤原信義、野呂昭彦、古川典明は会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
- 2 取締役（監査等委員を除く。）の任期は、平成30年4月2日である当社の設立日より、平成31年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 3 取締役（監査等委員）の任期は、平成30年4月2日である当社の設立日より、平成32年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 4 所有する三重銀行又は第三銀行の株式数は、平成29年9月30日現在の所有状況に基づき記載しており、また、割り当てられる当社の株式数は、当該所有状況に基づき、本株式移転の株式移転比率を勘案して算出しております。よって、当社が設立される日の直前までに、所有する両行の株式数及び割り当てられる当社の株式数は変動することがあります。
- 5 役名及び職名は、本報告書提出日現在において予定されている役職名を記載しております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 会社の機関

当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置いたします。

② 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定める予定であります。

③ 取締役に関する定款の規定

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、12名以内とし、当社の監査等委員である取締役は、6名以内とする旨を定款に定める予定であります。取締役の選任については、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別し、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定める予定であります。また、取締役の選任については、累積投票によらない旨を定款に定める予定であります。

取締役の任期については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、監査等委員である取締役は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨を定款に定める予定であります。

また、当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定める予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする予定であります。

④ 取締役の報酬等

当社は、取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める予定であります。但し、当社の設立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は年額300百万円以内とし、監査等委員である取締役の報酬は年額60百万円以内とする旨を定款（附則）に定める予定であります。

⑤ 監査等委員である社外取締役との関係

当社は、取締役12名のうち3名を社外取締役とし、社外取締役全員を監査等委員である取締役とする予定であります。

監査等委員である社外取締役藤原信義は、企業経営に関する豊富な経験と知見を有しており、こうした経験や知見を当社の経営の監査・監督に活かし、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。また、同氏と当社との間には、一部当社株式の保有関係（「5 役員の状況」に記載のとおり）が生じる予定であることを除き、特段の利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役野呂昭彦は、会社経営に直接関与した経験はありませんが、衆議院議員、松阪市長、三重県知事を歴任されるなど豊富な経験と知見を有しており、こうした経験や知見を当社の経営の監査・監督に活かし、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。また、同氏と当社との間には、特段の利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役古川典明は、企業経営者、公認会計士及び税理士としての豊富な経験並びに財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、こうした経験や知見を当社の経営の監査・監督に活かし、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。なお、同氏と当社との間には、一部当社株式の保有関係（「5 役員の状況」に記載のとおり）が生じる予定であり、また、同氏が代表取締役を務める株式会社ミッドランド経営と三重銀行及び第三銀行との間には、通常の銀行取引及びビジネスマッチング業務に関する契約（三重銀行又は第三銀行が紹介した顧客と同社との間で会計税務に関するコンサルティング契約等が成約した場合に同社から報酬を受け取る契約）があるほか、同社と三重銀行の子会社である株式会社三重銀総研との間には、顧問契約がありますが、いずれも同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。また、同氏が代表社員を務めるミッドランド税理士法人と三重銀行との間には、通常の銀行取引がありますが、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

⑥ 会計監査人

当社の会計監査人につきましては、有限責任あずさ監査法人を選任する予定であります。

⑦ 株主総会決議事項のうち取締役会で決議することができる事項

イ. 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定める予定であります。

また、当社は、会社法第459条の規定により、取締役会の決議によって、会社法第160条第1項の規定による決定をする場合以外の場合における同法第156条第1項各号に掲げる事項を定め、自己の株式を取得することができる旨を定款に定める予定であります。

これらは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものであります。

ロ. 中間配当

当社は、機動的に株主への利益還元を図るため、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定める予定であります。

⑧ 種類株式

当社は、資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を遂行するため、普通株式と異なる定めをした第一種優先株式について定款に定める予定であります。なお、第一種優先株式の内容については、「第一部 組織再編成に関する情報」の「第1 組織再編成の概要」の「3 組織再編成に係る契約」の「(2) 株式移転計画の内容」の「別紙1 株式会社三十三フィナンシャルグループ 定款」の「第3章 優先株式」をご参照ください。

⑨ その他の事項

その他の事項については、当社は新設会社であるため、未定であります。

(2) 【監査報酬の内容等】

監査報酬の内容等は未定であります。

第5【経理の状況】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両行の経理の状況につきましては、両行の有価証券報告書（三重銀行については平成29年6月23日提出、第三銀行については平成29年6月26日提出）、三重銀行の四半期報告書（平成29年7月28日、平成29年11月10日及び平成30年2月5日提出）及び第三銀行の四半期報告書（平成29年8月10日、平成29年11月22日及び平成30年2月13日提出）をご参照ください。

第6【上場申請会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりであります。

事業年度	4月1日から3月31日まで。但し、最初の事業年度は、当社の設立の日から平成31年3月31日までとする予定であります。
定時株主総会	毎年4月1日から3ヵ月以内
基準日	3月31日
株券の種類	該当事項はありません。
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	普通株式 100株
単元未満株式の買取り・買増し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取・買増手数料	(特別口座) 東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号 日本証券代行株式会社本店 (特別口座) 東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号 日本証券代行株式会社 — 未定
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とします。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL：未定
株主に対する特典	未定

(注) 単元未満株式を有する当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を当社定款で定める予定であります。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7【上場申請会社の参考情報】

1【上場申請会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当社は本報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券届出書（組織再編成・上場）及びその添付書類
平成29年11月29日東海財務局長に提出。
- (2) 訂正届出書（上記有価証券届出書（組織再編成・上場）の訂正届出書）
平成29年12月20日東海財務局長に提出。
- (3) 訂正届出書（上記有価証券届出書（組織再編成・上場）の訂正届出書）
平成30年2月14日東海財務局長に提出。

なお、上場申請会社である当社の完全子会社となる予定の株式会社三重銀行及び株式会社第三銀行が、それぞれ最近事業年度の開始日から本報告書提出日までの間において提出した金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下のとおりであります。

(1) 【組織再編成対象会社が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

三重銀行

事業年度 第205期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
平成29年6月23日関東財務局長に提出

第三銀行

事業年度 第108期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
平成29年6月26日関東財務局長に提出

② 【四半期報告書又は半期報告書】

三重銀行

事業年度 第206期第1四半期（自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日）
平成29年7月28日関東財務局長に提出
事業年度 第206期第2四半期（自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日）
平成29年11月10日関東財務局長に提出
事業年度 第206期第3四半期（自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日）
平成30年2月5日関東財務局長に提出

第三銀行

事業年度 第109期第1四半期（自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日）
平成29年8月10日関東財務局長に提出
事業年度 第109期第2四半期（自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日）
平成29年11月22日関東財務局長に提出
事業年度 第109期第3四半期（自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日）
平成30年2月13日関東財務局長に提出

③ 【臨時報告書】

三重銀行

①の有価証券報告書の提出後、本報告書提出日（平成30年3月1日）までに、以下の臨時報告書を提出しております。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
平成29年6月28日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
平成29年12月20日関東財務局長に提出

第三銀行

①の有価証券報告書の提出後、本報告書提出日（平成30年3月1日）までに、以下の臨時報告書を提出しております。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
平成29年6月27日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
平成29年12月20日関東財務局長に提出

④ 【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

三重銀行

株式会社三重銀行 本店

(三重県四日市市西新地7番8号)

株式会社三重銀行 名古屋支店

(名古屋市中区錦2丁目19番1号)

株式会社三重銀行 東京支店

(東京都中央区京橋1丁目1番1号)

株式会社三重銀行 大阪支店

(大阪市中央区今橋4丁目4番7号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄3丁目8番20号)

(注) 大阪支店は、金融商品取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所とするものであります。

第三銀行

株式会社第三銀行 本店

(三重県松阪市京町510番地)

株式会社第三銀行名古屋支店

(名古屋市中村区名駅5丁目2番15号)

株式会社第三銀行東京支店

(東京都中央区日本橋1丁目14番7号)

株式会社第三銀行大阪支店

(大阪市中央区南船場1丁目17番20号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄3丁目8番20号)

(注) 東京支店及び大阪支店は金融商品取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第三部【上場申請会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第四部【上場申請会社の特別情報】

第1【最近の財務諸表】

1【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2【損益計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。